

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成23年9月21日

時 間：午 前 9 時 0 0 分

ビッグパレットふくしま主催者控室

開 議 午前9時

出席議員（15名）

議長	猪狩利衛君	1番	黒沢英男君
2番	山本育男君	3番	中野正幸君
4番	渡辺英博君	5番	高野泰君
6番	宮本皓一君	8番	高橋実君
9番	堀川一也君	10番	猪狩弘二君
11番	渡辺三男君	12番	塚野芳美君
13番	渡辺起代一君	14番	関友幸君
15番	三瓶一郎君		

欠席議員（1名）

7番 渡辺晁君

出席説明者

町長	遠藤勝也
副町長	三瓶博文
教育長	庄野富士男
総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明
産業振興課長	小坂和弘

健康福祉課長	渡辺清治
農業委員会事務局長(併任)	小坂和弘
生活環境課長	緑川富男
出納室長	遠藤博美
税務課長	阿久津守雄
生涯学習課長	高野善男
統括保育所長	松本哲朗
総務課課長補佐	菅野利行
健康福祉課長補佐	伏見克彦
生活環境課長補佐	渡辺弘道
教育総務課長補佐	石井和弘
東京電力(株) 常務取締役 原子力・立地 本部副本部長	小森明生
東京電力(株) 執行役員 福島原子弹力 被災者支援対策 本部副本部長兼 原子力・立地 本部副本部長	石崎芳行
東京電力(株) 福島原子弹力 被災者支援対策 本部福島原子弹力 補償相談室 郡山補償相談 センター所長	平井賢二
東京電力(株) 福島第二原子弹力 発電所副所長	名塚正文
東京電力(株) 福島第二原子弹力 発電所副所長	大越和則

東京電力（株）
福島原子力
被災者支援対策
本部福島地域
支援室室長
林 孝之

東京電力（株）
福島原子力
被災者支援対策
本部福島地域
支援室副室長
皆川喜満

職務のための出席者

事務局長 角政実
事務局庶務係長 原田徳仁

付議案件

- 1 東日本大震災並びに原子力発電所事故に関することについて
 - (1) 「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」のステップ2の進捗状況及び今後の見通しについて
 - (2) 原子力損害の賠償について
 - (3) その他
- 2 富岡町災害対策本部に関する業務の執行状況について
- 3 その他

開 会 (午前 9時00分)

○議長（猪狩利衛君） 皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員は1名であります。

説明のための出席者は、町長、他13名であります。

職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長であります。

お諮りいたしますが、この会議は公開にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 異議なしと認めます。

では、そのように決します。

それでは、早速付議事件に入りますが、ここで東京電力に入室を願います。

それでは、暫時休議します。

〔東京電力（株）入室〕

休 議 (午前 9時02分)

再 開 (午前 9時04分)

○議長（猪狩利衛君） 再開いたします。

それでは、付議事件に入りますが、付議事件に入るに先立ち、今回の災害対策本部長であります遠藤町長よりあいさつを求めます。

遠藤町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。町長及び災害対策本部長としてあいさつを申し上げます。

東日本大震災と原子力災害により、避難を余儀なくされてから本日で195日目となります。郡山ビッグパレットの避難所は、8月31日をもって閉鎖となりましたが県内の1次、2次避難所にはまだ避難されている方が残っておりますので、今後は町民の皆様と対話をしながら、自立生活再建に向けて仮設住宅等にスムーズな移行ができるように進めてまいりたいと考えております。

次に、主な災害対策項目、各班の取り組み状況についてご報告いたします。

まず、仮設住宅につきましては、郡山市、三春町、大玉村、いわき市に建設され、順次入居を進めております。

次に、一時帰宅につきましては、第1巡目が終了し、9月24日から2巡目の帰宅が行政区ごとに始まる予定となっております。

次に、診療所につきましては避難所の健康を守るため、大玉村に仮設診療所が完成し、10月1日より開所する予定となっております。また、健康不安の解消を目的に、ホールボディカウンターによる放射線内部被曝検査を10月中旬より実施する予定となっております。

以上が今までの経過あるいは今後の取り組みの内容でございます。

なお、本日は議会のほうからの招集により東京電力に対するこれに関すること等今後の道筋あるいは損害賠償案についての説明、あるいは議論ということになるわけですが、今回の定例議会の一般質問の中にもこれに関連するような質問がございます。町側の答弁ができないようなことにつきましては、しっかりと今日の機会に質問されている方については、一般質問等関連するものはどうかこの機会にしっかりと東京電力のほうに質問して理解をいただくようにお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） それでは、東京電力株式会社のほうから小森常務ほか7名の職員が参っておられます。代表しまして小森常務のほうからごあいさつをいただきます。

小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 皆さん、おはようございます。東京電力の小森でございます。

このたびの震災によりお亡くなりになられた方々に対してはご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さんにもお見舞いを申し上げさせていただきたいと思います。いずれにしましても、福島第一の事故におきまして、放射性物質の外部への放出ということで皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけし続けておりますことに関して、改めまして深くおわびを申し上げさせていただきます。特に長年ご支

援していただきており富岡町の皆様には、地震、津波による被害に加えまして、発電所から放出された放射性物質の影響によりまして、遠隔地へ避難を余儀なくされ、精神的、肉体的に耐えがたいご苦労、ご不便をおかけしておりますことにつきまして本当に申しわけなく、重ねておわびを申し上げる次第であります。

本日は、福島第一の事故の収束に向けた取り組み及び賠償に関するご説明をさせていただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。福島第一の事故に関しましては、現在政府や関係機関などと緊密に連携を図りつつ、電力各社あるいは協力会社、さらには海外の応援なども得ながら、一日も早い事態の収束に向けて全力を傾けておるところでございます。6月の末には福島第一安定化センター、現場に近いところで事故収束を図ることで発電所と一体となって努力をしておりまして、私自身も先頭に立って指揮をとってございます。

4月17日に福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋というのを公表いたしました、5カ月がたちました。3カ月の間のステップ1というものにつきましてはその目標を達成したということで、現在はステップ2というステージに移行してございます。ステップ2では、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられているという状況を目指して、ただいま一生懸命取り組んでいるところでございます。昨日ステップ2の2カ月目ということで、進捗状況について公表させていただいておりますが、詳細につきましては後ほど皆川より説明させていただきますが、ステップ2で設定した目標時期につきましては達成可能というふうに考えておりまして、目標を年内に達成したいということで全力を尽くしてまいりたいというふうに考えてございます。いずれにしましても、避難されている方々のご帰宅の実現というためのまず最初のステップといいますか、きっかけになるというふうに思いますので、全力で引き続いて取り組んでまいる所存でございます。

賠償につきましては、時間の経過とともに影響の範囲や規模の広がりを通じてさまざまのご意見やご要望を伺っております。東京電力は、8月の5日に原子力損害賠償紛争審査会におきまして中間指針が決定されたということを踏まえまして、8月の30日に本格的な賠償に関する手続やスケジュール及び賠償の基準など、事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みというものをお知らせしております。

9月12日には本格的な賠償の開始に向けて請求書類の発送、受け付けを開始したところでございます。いずれにしましても、ご迷惑をおかけしている皆様方への賠償を迅速かつ公正に取り組んでまいりという所存でございます。

なお、本日の午後には法人、個人事業主の皆様にかかる損害項目に対する賠償につきまして、算定方法、受け付け、支払いなどに関するスケジュールにつきましてお知らせをし、公表をする予定でございます。いずれにしましても、引き続きご理解、ご協力を賜りたくよろしくお願ひする所存でございます。

それでは、事故の収束、賠償につきましては、順次皆川、平井より説明をさせていただきたいと思います。本日は、ありがとうございます。

○議長（猪狩利衛君） それでは、早速付議に入りますが、皆さんにお諮りをいたしたいと思います。

日程表のとおり当初ステップ2ということですが、ステップ1も含めてこの質疑、応答をいたしまして、その後賠償問題についてはまた別に引き続きご協議をいたすということにしたいと思いますので、ご協力ををお願いをしたいと思います。

それでは、早速でございますが、東京電力のほうから説明を求めます。

皆川さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（皆川喜満君） 福島地域支援室の皆川でございます。私から福島第一原子力発電所の事故の収束に向けた道筋につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元に資料を配付させていただいております。福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋、進捗状況のポイントということで資料の1、また資料の2、資料の3ということで関係した資料を3つ配付させていただいております。それから、資料の1の概略、進捗状況のポイントをもちましてご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、改めましてこの道筋の基本的な考え方でございますけれども、原子炉及び使用済み燃料プールの安定的冷却状態を確立しまして、放射性物質の放出を抑制することで、避難されている方々のご帰宅の実現と国民の皆様が安心して生活いただけるよう全力で取り組むものでございます。

2番、目標、達成時期等でございますけれども、この道筋につきましては段階をステップ1、ステップ2ということで2段階で設定させていただいておりまして取り組みをさせていただいているところでございますけれども、最初の段階でありますステップ1につきましては、目標を放射線量が着実に減少傾向となっているということとさせていただいておりましたけれども、7月19日にステップ1につきましては、まずは目標を達成したということで確認をさせていただいております。現在取り組んでおりますステップ2でございますけれども、ステップ2は目標を放射性物質の放出が管理されて、放射線量が大幅に抑えられているということを目標としております。この目標達成時期については変更なしとさせていただいておりまして、ステップ2につきましてはステップ1終了後の3カ月から6カ月程度ということで、したがいましてことしの10月から来年1月を目標としているところでございますけれども、最終的な目標につきましては年内をめどに達成するべく、全力を挙げて取り組むこととさせていただいております。

課題の2の使用済み燃料プールでございますけれども、こちらにつきましてはプールの水を冷却するということで、現場におきまして熱交換器を使いまして本格的な冷却を実施しております。こちらにつきましてはプールの水温が現在は1号機から4号機まで30度から40度の範囲に水温が下がっているということで、ステップ2の目標を達成済みということで確認させていただいております。

また、建屋内の滞留水でございますけれども、全体量につきましては豪雨や処理施設の長期停止にも耐えられるレベルまで減少しております。現在循環注水冷却を継続しまして、こちらにつきましてもシステムをこれから強化するというところでございます。

また、原子炉圧力容器の底部の温度につきましては、1号機につきましては9月19日時点でございますけれども、84度、2号機につきましては113度、また3号機につきましては91度となっておりまして、1号機は100度以下で安定している状況でございます。今後2号機、3号機につきましても効果的な注水を行いまして、圧力容器の底部の温度などを監視しながら、放射性物質の放出を管理しまして、冷温停止状態への移行を目指すものでございます。

その後、管理放射線のモニタリングの結果から放射性物質の放出量を最終評価いたします。なお、最終評価までの期間につきましては、放射性物質の放出量の評価は継続して実施し、公表することとさせていただいております。

このような取り組みを実施することによりまして、原子炉などのより安定した冷却と放射性物質の放出を管理、抑制できていることを確認することとしております。

次に、具体的な各課題の状況でございますけれども、3番に至近1カ月の総括と今後の取り組みということでまとめさせていただいております。

最初に、課題1の原子炉でございますけれども、原子炉につきましては現在注水ラインを変更しまして、より効果的な冷却を開始しているところでございます。2号機、3号機につきましては、従来使っておりました給水ラインに加えまして、コアスプレイ、炉心スプレイ系からの注水を開始しているところでございます。注水量につきましては、1号機が毎時約3.6立米、2号機が7.6立米、3号機が約12立米でございます。1号機の原子炉圧力容器の底部温度につきましては、先ほどご説明しましたけれども、100度以下で安定しております、2号機、3号機につきましても冷温停止状態達成に十分な注水量を把握しまして、100度C以下の安定を目指すところでございます。

続きまして、課題の3番、滞留水でございますけれども、滞留水につきましては水位は豪雨や処理施設の長期停止にも耐え得るレベルに到達しております。滞留水の処理実績につきましては、これまでの累計が約9万5,420トンでございまして、1週間の平均稼働率、最近の稼働率としましては83%程度。また、滞留水の水位につきましては、当面の目標レベルでありますO. P3,000、これは海面上約3メートルということでございますけれども、達成しているところでございます。発電所の敷地におきますピットの上端の高さにつきましては、O. P4,000の高さにございますので、それを超えると水があふれてしまうという状況でございますけれども、現在そのレベル比べて1メートル程度下がっている状態で確保ができているというところでございます。

また、滞留水の安定的な水処理に向けまして、セシウムの吸着処理施設につきましては、第2吸着システムとしましてサリーと称する設備を設置しております。こ

のようなことで除染処理施設の増強につきましては完了しているという状況でございます。

加えまして、淡水化装置であります蒸発濃縮装置によります塩分処理施設も増強中でございまして、こちらは10月中旬に設置予定でございます。

次の課題4、地下水でございますけれども、地下水につきましては遮水壁の基本設計を完了したところでございます。こちらが8月中旬に完成、この基本設計について完了しております、現在工事着手に向けまして詳細検討を実施中でございます。

続きます課題の5、大気、土壤関係でございますけれども、現在3号機の原子炉建屋上部におきまして瓦れきの撤去作業を開始したところでございます。こちらは、9月10日に開始しております、4号機についても間もなく開始予定でございます。なお、先行しております1号機につきましては、原子炉建屋の周りにプラスチック製のカバーを設置するということで、こちらにつきましては骨組みの工事が終了しまして今金具の設置工事を実施中でございます。撤去しました瓦れきにつきましては、保管エリア内に整理して管理しております。加えまして、こちらは次は今回新しく追加しました項目でございますけれども、原子炉格納容器のガスにつきまして、それを管理するシステムの製作を開始したところでございます。この格納容器のガス管理システムをもちまして、こちらでは注水したガスをフィルターを通してモニタリングした上で放出するということで、格納容器からの放射性物質の放出をさらに低減するという設備でございます。

続きまして課題の6ですけれども、こちらは放射性物質の測定、また放出量の低減、公表でございますけれども、現時点におきます放射性物質の放出量を評価しております。1号機から3号機からの現時点の放出量につきましては、下の図面にもございますけれども、現在原子炉建屋の上部、また陸域、これは敷地内ですけれども、また加えまして海上での空気中の放射性物質の濃度の測定を実施しております、それをもとに総合的に評価をしてございます。今回の評価によります現在の放出量の最大値は、1号機から3号機までの合計で約1時間当たり2億ベクレルということで推定しております。こちらにつきましては、事故時、事故の発生直後最大でありました3月15日時点と比べまして約400万分の1という放出量ということ

で評価しておるところでございます。この放出量によります敷地境界におきます年間被曝線量、こちらも評価しておるところでございますけれども、この数字につきましては最大で年間約0.4ミリシーベルト、400マイクロシーベルトといつて評価をいたしているところでございます。

継続的に原子炉建屋の上部、また陸域や海域での空気中の放射性物質の濃度の測定を実施しまして、放出抑制対策に伴います放出量の低減傾向を把握することとしておりまして、今後より精度の高い評価を実施する予定でございます。

また、除染につきましては、これは政府から除染推進に向けた基本的な考え方、また除染に関する緊急実施基本方針などが決定されております。8月下旬から除染の実証事業を伊達市、南相馬市において開始されているというところでございます。

続きまして課題の7番、余震対策としましての津波、補強等でございますけれども、こちらにつきましては5号機、6号機を含めた全号機につきまして原子炉建屋の耐震安全性評価を8月中旬に完了したところでございます。

課題の8、作業員の方々の生活、職場環境の関係でございますけれども、仮設の寮をJヴィレッジの中に設置しております、1,600人分の建設を完了しているところでございます。

課題の9番、作業員の方々の放射線管理、医療でございますけれども、こちらにつきましては健康管理を充実するべく、夏場に限定であります5号機、6号機に設けました救急医療室につきましても恒常施設化を図っているとともに、看護師、放射線技師の派遣も開始したところでございます。

最後の課題10でございますけれども、要員育成、配置関係でございますけれども、これから作業現場で必須になる放射線管理要員を常時置きまして、放射線関係の要員育成の研修を継続実施するものでございます。

資料の2につきましては、統一課題についての説明資料でございまして、資料3につきましてロードマップ等、全体を説明をまとめた資料でございますので、内容の説明は省略させていただきたいと思います。

福島第一原子力発電所、事故の収束に向けた道筋のご説明につきましては、以上

で終わらせていただきます。

○議長（猪狩利衛君） ただいま皆川さんにおいては、福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長という立場ですが、あえて甚だ失礼であったわけですが、私のほうから災害当時、福島第一の副所長であったという立場で、皆川さんに発生当時も含めていろいろ皆さんがご質問あるというような話ありましたので、説明を実はいたいたわけでございます。本来ならば小森常務あるいは石崎立地副本部長が説明されるほうが通常だと思ったわけですが、その辺まで私のほうで関与いたしたことをまず東京電力の皆さんにおわびを申し上げます。そういうことで今回はステップ2というのが議題になっておりますが、当時の状況等も含めて皆さんからご質問があれば質問をしていただきたい、このように思います。

それでは、質問を許します。

14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） 座ったままでよろしいですか。

○議長（猪狩利衛君） はい、いいです。声を大きくしてください。

○14番（関友幸君） はい。では、立って。2点ほどお聞きしたいのですが、まず目標、達成時期の2番の中で、冷温停止状態へ持っていくというところがありますが、冷温停止状態というのはこれまでの東京電力の説明だと、大体温度が68度くらいで冷温停止というような、そういったことだというふうに認識しているのですが、ここでいう冷温停止の温度というのは何度なのか正確にお伝え願いたいというふうに思います。

それから、いろいろ汚染された汚染水については、ある程度減少、それから事態も耐えられる状況にあるというふうな書き出しになっておりますが、例えばメガフロートは現在どのくらいの量になってどういう状態であるのか。とりわけ今度15号の台風などに十分耐えられる状況になっているのか、その辺2点お尋ねします。

○議長（猪狩利衛君） 答弁は、常務さんでも石崎さんでもどなたでも結構です。

小森常務さん。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地副本部長（小森明生君） まず、冷温停止状態ということの定義に関しては、お手元の資料2の1ページをごらんいた

だければと思います。まず、冷温停止というのは、通常の定期検査も含めまして事故状態でないプラントにつきましては、沸騰しない100度未満ということが一つの条件になっております。また、使用済み燃料プールにつきましては、65度という基準がございまして、温度を安定させるということでございますが、まず炉心側のほうの冷温停止というのは、炉心がもう壊れてございますので、温度だけでは定義できないということが1つあります。しかしながら、沸騰をさせないという意味合いでは、圧力容器底部の温度がおおむね100度Cになっていることで、1ページ目の1の黒ぼつ3つの下のあたりに今回の事故にかんがみて国とも相談し、書いてございますのが水そのものをかけてございますので、水の温度、流れる水の温度をはかることは原理的に難しいということもございまして、圧力容器の底部におおよそ溶けた燃料があるだろうということも含めて、金属の温度を代表点としておおむね100度C以下にするということと、それだけでは十分ではなくて、放射性物質の放出を管理して、追加的な放出によりまして被曝線量が大幅に抑制されているというところまで込みで原子炉の安定状態を確保する。そういう定義がある面では暫定的に置いているというところでございまして、これ自身は既に7月時点でもお話をしております。

それから、メガフロートの量は、この点はメガフロートにつきましては1万トンぐらい貯水ができるところでありますが、現状では約7,150トンぐらいをためてございます。少し余裕を持たせてあります。これにつきましては5、6号機側のほうのそれほど汚染のない建屋内で少し地下水が入ってきているようなレベルの低い水をためているという状況でございまして、1から4号機の事故を起こしたプラントのような高汚染水をためているわけではありません。いずれしましても、まだ余裕を残しているということと、それから台風につきましては係留も含めまして、港湾内でございますけれども、港湾そのものについてはテトラポットでの損壊部分の補強等も実施しております。しっかりと監視も含めて対応していくということで、ちょっと台風が暴風圏に入る可能性があるということは非常に我々としても緊張して対応してまいりたい。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） 大体理解はするわけですが、そういった点で通常の冷温の状態というのは、通常の何もないときの状況ではなくて、炉心溶融されて、そういった中でもっと複雑な対応を監視しているということだというふうに思うのですが、今後ます今までだったら年間それなりの使用済み燃料等も含めて六ヶ所のほうに搬送だとかそういうことが定期的に行われたと思うのですが、そういった部分でこういった事態になったとき六ヶ所のほうの受け入れ状態というのも青森県民からすればかなり神経質になっているのではないのかな、そういうことでそういったことが影響して、そういった使用済み燃料やその他の汚染物質がやはりずっと第一原子力施設内にとどまっていくというようなふうなことが懸念されるわけですが、その辺についての見通しについてもちょっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 使用済み燃料プールに入っています燃料と、それから溶けた溶融している燃料と2つ燃料関係については処理をしていかなければいけないという関先生のご指摘につきましては、どちらも課題としては非常に難しいところでございまして、今ステップ2の中では現状をとにかく安定して、そういうことの作業ができる段取りをつけようというところがステップ2の状況でございます。今原子力委員会のほうでは、中長期的な課題ということにつきまして専門の委員会を発足しております、9月までに3回ほど議論が進めてございます。その中で使用済み燃料プールからの燃料の取り出しの話と、それから炉心からの溶融した燃料の取り出し、そちらについての議論も少し始まったという状況でございまして、そこでの議論につきまして少し概要についてお話しさせていただきたいというふうに思います。まず、使用済み燃料プールのほうの燃料につきましては、中期的な課題というふうなとらえ方ですけれども、なるべくそう遠くない先に燃料の健全性を確認した上で、炉プールからは排出していきたいというふうに考えてございます。その一つのやり方としては、乾式のキャスクというものに入れておくということが一つあります。それは、どこに持つてい

くかということも含めて、今後全体のサイクル政策も含めた議論ということになりますので、東京電力だけで何か物事が動かせるということではございませんので、政府あるいは原子力委員なりがそこに関与しているというふうに理解しておりますが、まず技術的には使用済み燃料プールから燃料の健全性を確認した上で、乾式のキャスクのようなところに取り出すと。その持つていき場所としては、健全であれば六ヶ所もしくは東京電力としても検討しておりました中間所のところ、そういったところも含めて、技術的には検討ができるであろう、搬出の可能性はあるだろうと思っております。ただし、どちらにしましても今福島第一の事故に伴いまして、建設あるいは議論そのものについてはまだこれからということでございますので、技術的にはそういう条件を東京電力としては出せるような検討を進めてまいりたいと思います。ただし、いつどういう形で搬出できるかということについては、国全体の議論も含めて、我々としてもできる限りの努力はしてまいりたいと思いますし、そこに向けての準備もしてまいりたいと思います。

それから、炉心の中にあります溶けた燃料につきましては、これは技術的に非常に課題が大きいわけでございます。したがいまして、現時点での原子力委員会での議論もまずはどういう状態になっているかという調査あるいはモニタリングも含めた技術開発要素として今からちゃんと準備をしていくということでございまして、どういう実態になっているかということをサーベイしたり、モニターするための技術開発、これを国の原子力機構さん等と国の専門家の知恵あるいは海外の知恵も入れて技術開発を進めていこうということで、これはそう簡単には技術的にもいかないかもしれない。ただし、今の状態を見て、あとはできれば格納容器の中に水をためるような状況にできれば、水中での作業ができるのではないかというのを一つのベースケースとして議論をしておりますが、ためるために漏えい箇所の補修等につきましても技術開発が非常に必要でございます。その議論を今まさに今の時点から検討を始めておかないといけないということで議論が始まっている状況でございます。ちょっとこれは進捗がそんなに急に進むわけではございませんが、確実に進めいかなければいけないということで東京電力としても技術開発等々あるいは検討についても参画をしてステップ2以降の話についてもしっかりと対応してまいりた

い、そういう状況であります。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） おおむね理解はいたします。しかし、地元からすればやはり一日も早く帰りたいというような、そういうニュアンスが流されておりますが、実際厳しいという部分を真実をやっぱり県民に知らされていかないと、やはり地元の自治体もそうですけれども、大変混迷することになると思うので、事実は事実としてこれからも真実を公表していただきたいというふうに思っております。

あと、これは今の状況だと炉内の気圧というのは、通常運転中が70気圧とかということでなっていますが、現在の炉内の気圧というのはどのくらいの気圧になっているのかわからばお知らせください。

○議長（猪狩利衛君） 皆川君。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（皆川喜満君） 現在の炉内の気圧でございますけれども、1号機から3号機まで大体0.01メガパスカルから0.08メガパスカルの間になっております。

○14番（関友幸君） 気圧にすると……

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（皆川喜満君） 気圧にしますと、0.1気圧から0.18気圧という状態です。

○14番（関友幸君） はい、わかりました。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 数値は今申したとおりでございますが、いずれにしましても大気圧にかなり近いところと、それから圧力容器そのものの健全性も疑わしいという前提で格納容器の圧力も確認をして、今後外部への放射性物質の放出する管理をしていく必要がある。圧力容器いわゆる格納容器。格納容器からも漏えいしているという前提で管理をしていくということが必要かと思います。情報の公開につきましては、先ほどの原子力委員会につきましても関連資料も含めて公開されておりますし、我々のほうからも必要な

説明は今後も継続して皆様方にお知らせをしていきたというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私からは2問ほどちょっとお聞かせください。4番なのですが、遮水壁、地下水汚染防止のために工事設計が完了したということなのですが、図面を見ますと、6ページの図面を見ますと、海側だけなのですよね、これ。海側だけであれば海に出ていく分は防げるかと思うのですが、私単純な考えで言いますと、海側をふさげば当然地下水に浸透していくという考え方もあるのかなと思うのです。そういう部分で逆に言うとかえって怖い面があるのかなと。国で今必死になって最終処分場を国を挙げて模索している中、NUMOという宣伝していますよね。地下を掘って研究している研究施設も研修してきましたが、石であろうが岩であろうがかなりの地下水があるのです。第二原発とか原子力発電所周辺はかなり岩が強い板に設置してあるということは聞いておりますが、岩であってもやっぱり地下水の浸透があるということで、その辺はどのように考えているのかお聞かせください。

あと、6番なのですが、1号機から3号機合計約2億ベクレル、事故時に比べ約400万分の1となっていますが、事故時に比べ400万分の1というとすばらしい低い数字なのかなともとれるのですが、通常値からいうとどのくらいの数字なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 遮水壁について私のほうからお答えをし、今の2億ベクレルに関しては皆川のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、まず遮水壁につきましては、まず海への放出を万が一でも防ぐという意味合いで通水層というのが2つあります、水を通しにくい層、水を一層よりさらに深いところの通水層につきましても遮水をしようというところ、深さで大体22から23メートルというような板を打ち込もうというようなことをまず決めました。今やっておりますのは、陸側のほうにつきましてどういう

水の流れがあるいはどういう地下水の挙動かという意味合いでボーリングをしてございます。海側の話に加えて陸側についてどういう地下水の挙動があるかということを含めて必要な対策が陸側でも必要なのかなと。あるいは通水層というところを陸側のほうで遮断したほうがいいのか。遮断しても水道で回ってくるかもしれない。そういうことも含めて今検討をしている最中でございまして、その設計は今でも基本設計として実施中でございます。あとは、お話がございましたとおり、どのぐらいの浸透をしていくかということにつきましてでございます。およそ大体3度から4度ぐらいの傾勾配をもって流れているようですので、地下水そのものも深いところではそんなに長く毎日何十メートルも流れているということではないようでございますけれども、そこについてはよく調査をして、その地域に応じた遮水設計をしないといけないということで検討している最中でございます。これにつきましても検討結果が出ましたら公表させていただくということで、これで終わったわけではありません。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 皆川さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（皆川喜満君） 続きまして、放射性物質の放出量の2億ベクレルの件でございますけれども、こちらにつきましては今回の事故の現在の状況ということで評価した数字でございますけれども、通常どれぐらいかということにつきましては最近の実績でいきますと、発電所から気体状の放射性物質については、放出はほとんど検出限界以下という状況になっているところでございます。時々放射性物質の粒子状物質の放出が確認されたことがありますて、通常は検出限界以下というところで、通常の発電所の管理の中でそういうような実績になっているところでございます。ただ、この数字がどのような位置づけの数字になってくるかということでございますけれども、今回この2億ベクレルを用いまして、敷地境界におきます年間の被曝線量を評価しております、その評価値が年間で最大で約0.4ミリシーベルトと評価させていただいております。それで、発電所につきましては、これは通常の状態で発電所の敷地境界におきまして、要は周辺の住民の方の被曝の限度ということで、それは年間で

1ミリシーベルトという決めがございまして、それよりさらに低くということで50マイクロシーベルトとかそういったところを下回るように管理をしているというところでございます。そのようなことでちょっと実績に比べますとそんな関係になりますけれども、そもそも発電所の管理の考え方からしますと、数字が今現状でも低い状態になっているということでございます。年間約0.4ミリシーベルトですけれども、これは単純に1時間当たりということで計算しますと、1時間当たり約0.05マイクロシーベルトという数字になります。この数字自体は、いわゆるバックグラウンドといいますか、環境中にあるものを除いた数字でございますけれども、0.05マイクロシーベルトという数字自体が通常のいわゆるバックグラウンドです。通常の状態にある線量と同じぐらいのレベルになっておりまして、なおかつ敷地境界での境界値でございますので、周辺になりますと、さらに線量が小さくなったりということでございまして、そのようなことから今現在の放射性物質の放出の評価値につきましても大分小さいレベルになっているところではございます。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 水壁に関しては、まさに小森常務さんの言うとおりだったなと思うのです。今からボーリング調査などをして水管理目標を管理しようという状況を把握することですが、今まで耐震強度とかそういう意味で、あと地震対策、地震層とかそういう関係でボーリング調査はいっぱいやっていますよね。その時点でも水の流れとかそういう部分は、十分調査済みなのかなと私思うのです。そういうことから考えると、海側だけ遮水壁をつくるということは、とりあえずの一時しおぎなのかなと、なかなかいい案が出てこないのかなと私は考えるわけなのですが、当然私たち議会、富岡議会で最終処分場の研究をしているところを見た限りではすごい水なのです、とにかく。ああいうこともデータとしては全部東京電力さんはもう上がってきているのかなと思うのです。それなのにまだ今海側だけ遮水壁をつくり、それで何とかもつだらうなんていう考えはかなり甘い話なのかなと思うのです。そういうことなのですから、十分今後早急にやっぱりぐるっと囲うくらいの気持ちを持っていかないとこの問題が解決しないかなと思います。ぜひお願ひします。

あと、放射能の数値の問題に関しては理解はできているのですが、言葉では理解

できるのですが、実際現場近くに行くと本当にこの数字なのかなと疑問視する部分ありますので、その辺は今後の出ている新聞などの報道などを見ながらじっくりなりに判断していきたいと思います。また、先ほど関議員さんのほうから使用済み燃料とかメルトダウンを起こした燃料、溶けた燃料です、そういう部分での質問ありましたが、国も電力さんも中間貯蔵施設という言葉いっぱい出てくるのですが、私本来の気持ちは最終処分場がないのに中間貯蔵施設というのはあり得ないと思うのです。だから、中間貯蔵施設イコール最終処分場だと思っているのです。だから、本当に最終処分場をつくる気で、その念願がかなって中間貯蔵施設なら理解できるのですが、その辺が私一番納得のいかないところです。今回も私ちょっと一般質問にも出していますが、放射能物質がついた瓦れきとか今から除染して出る放射能物質の汚泥とかそういういろんな問題あります。それも実際置き場所がなくて困っていると。それも中間貯蔵施設なんてうたってくる可能性はあると思うのですが、私はもう最終処分場のない中間貯蔵施設というのはあり得ないと思います。それで、今現在もう6ヶ月だった段階で、国は一日も早く町民を帰そうかという考えでいるみたいなのですけれども、テレビ、新聞ではもう20キロ内はもう目と鼻の先来ています、帰る日にちが、ある程度新聞などの報道を見ますと。ただ、メルトダウンを起こした先ほどの説明を聞くと、メルトダウンを起こしたものに関しては今から技術開発をしていろんなことをやっていかなくてはならないという中で、私は帰宅というのにはあり得ないと思うのです。爆弾を背中にして寝ていると同じですから。そういうことから考えると、本当にこの放射能、メルトダウンを起こした燃料に関しては今から技術開発をするのであれば、事故当事者の東京電力さんのほうからとにかくもう帰れないよということをはっきり言ってもらわないと困ります。だって、人間爆弾を背中にしょって寝る人はいないでしょう。そういう部分で電力さんはどう考えていますか。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） まず、道筋も含めて事故の収束というものをどうとらえるかということでございますが、今は建物が破損しているものも多数あります、漏えいをとにかく防いでいくと。そ

の根本としては、沸騰しない状況に持っていくという、冷温停止状態に持っていくというのがまず第一の節目かなということがステップ2までの考え方でございます。その先の話については、その状態を設備維持管理しながら安定的に続けるということと、さらにはいろいろな作業をしている中で構外にはご迷惑をかけないようにさらに管理していくということが必要だろうと思います。そういう状態の中で今言いました燃料の取り出し等々についての実施を行っていくということでございますので、我々としましては敷地の外にはとにかく迷惑をかけない状態にしていくというのが最初の段階では水素爆発に対する対策でございましたし、安定的な状態になった以降は設備の維持管理とか、さらに格納的なコンテナのようなものもつくるということを込みで実現していきたいというふうに考えているのが基本的なところでございます。いずれにしましても、そういうことができた上で、皆様のご帰還ということが条件になるというふうに考えているという状況です。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 説明の内容は、十分理解はできます。また、先ほど言ったような状況だと私は考えておりますけれども、まず最善の努力をお願いしたいと思います。お願いして終わります。

○議長（猪狩利衛君） 9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 前回本店に行ったときにもお願いしたのですが、例えば基本的な考え方の中に避難されている方々のご帰宅の実現という表現なされていますが、先ほど常務が言われたように圧力容器の底がどんな状況になっているかわからないという状況の中で、結局ただいまの説明を聞きますと、多機能不全のままなのです、やっぱり。全然内蔵が機能していない状況と同じなのです。そういう状況の中でやっぱりこの表現はまずいと思うのです。皆さん、大丈夫ですよという前提には、今の状況ではなっていないと思うのです。それと、1号機、2号機、3号機に毎時合計20立方以上の水を入れているわけですよね。健全であれば毎時20立方も入れる必要ないのです、健全であれば。それが一体どこに行っているのか、蒸発するのか地下に浸透しているのかと。毎時20立方ですから、計算すれば今まで6ヶ月間出ているとすればすごい量ですよね。その辺の情報をやっぱりどのぐらい海に流れ

てどのぐらい海に影響があるのかとか大気にどのぐらい出ているかというふうなことを本当に具体的に現状として実際の問題として先ほど関さんのはうからもありましたが、情報だけ出していただかないと判断できないですよね。ですから、やっぱり情報を出していただきたい。例えば課題1の中の100度C以下と言っていますが、底の部分の外側ですよね。先ほども常務が言われたように中の内部にはまだファイバーでも何でも入れてやるというふうな技術がないということで、中全然温度もとれていませんし、画面もとれないわけですよね。そんな状況の中でやっぱりそういうふうなせめてそういう数値的な情報、それから海や周りの大気に関する影響情報などをきちんと出していっていただかないと、やっぱりリアルタイムで出していただかないと大変なことになると思うのです。それから、1年以内に同じレベルの地震が来るという懸念が、浜岡あたりではそういうことでストップになったのでしょうか、ここでもし来たらどうするのか。ステップ、課題7には安全性評価が完了したことですが、もしか1年以内の余震なのか本震なのかわかりませんが、この前の地震の余震であって、マグニチュード9まではいかなくとも8ぐらいで、津波も10メートルぐらいの津波が来た場合には、今のプラントで守れるのかどうか等についても伺っておきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） まず、情報につきましては、モニタリングポスト、もともと事故の前もそうでしたけれども、今は継続監視をしているところにつきましては、ホームページ等でも出しております。それから、環境測定につきましても国でやられている部分を含めまして公表については日々はかっているあるいは週ではかっている、いろいろございますが、公表させていただいております。それから、先ほど原子炉圧力のご質問がございましたけれども、原子圧力だけではなくて、温度、格納容器の圧力等につきましては毎日公表してございまして、それらも含めまして判断をしていくということでございますので、決して情報を出さないというよりは、新たな情報も含めましてこれまでの情報につきましては、まず公表していくというのが基本原則というふうに考えてございます。その上で、まず原子炉の中がわからないというようなお話をございま

ですが、詳細にちょっとわかっていないという前提でありますけれども、一つの発熱体があって、そこに水をかけることによって、ある分は蒸発し、ある分は冷却し、そこがどこに流れているかということについては、大きな意味合いでは原子炉建屋経由でタービン建屋のところにたまっていくと。それは、常に毎日水位レベルの監視してございます。それから、建屋の外につきましてはサブドレンといいます地下水のピットがございまして、その放射線モニターを計測しているというところでございます。先ほど1時間当たり20立米強の水を下に流しているので、どうなっているかという話ですが、今の水処理では計画的に言いますと、50立米パーアワーぐらいで水処理をしておりまして、そのことについてはタンクに淡水をため、その淡水の一部をまた注水をしということで、水バランス状につきましては今の段階で水位、タンクレベル、ポンプの突出量、そういったところを常時監視しております。1週間に1回は水曜日でございますが、けさもうやっていると思いますが、水の処理状況についての公表を解説も入れてさせていただいてございます。したがいまして、情報を出していくということではご説明も含めて丁寧に皆様方にご理解いただけるようにしていくということが重要なということが1つ目の話かなと思います。

それから、地震につきましては、地震対策ということで解析評価をしたというだけでは不十分ではないかというご質問でございますが、まず1つは4号機、ハード、設備的に対応したものとしては、まず地震に関しては4号機のプールが定期検査中でございましたので、原子炉の燃料は全部使用済み燃料プールにあったということで、使用済み燃料プールの中での使用済み燃料の体数が一番多い4号機につきましては、建物が破損しているということも含めて底部のところにコンクリートの打設をしまして、使用済み燃料プールを守るという補強を7月中には完了しているという状況でハード的に対応しているのが1点と。それから、余震等に伴う津波に対しては、今地震、津波の学者の皆さん方は、今回起きたマグニチュード9というところまではいかないけれども、それより少し太平洋側の沖合側ではリバウンド的な津波を起こすようなマグニチュード8くらいの地震があるかもしれないというような話もございましたので、それに対しては仮説といいますか、仮ではございますが、10メートルの敷地の上に四、五メートルの防潮堤を四、五百メートルほどつくると

いうことについての工事をとりあえず応急的に終わらせております。そういう段階でも万が一ということがありますので、原子炉を冷やすという補充のポンプにつきましては、高台に持っていくということ。それから、多重性という意味合いで電源についても予備の電源、それからもしそれがなくなても消防ポンプということで独立したポンプで注水できる、そういうた何重かのバックアップを考えていく。今後今台風が来ておりますことも含めまして、いろんな設備についての健全性についてはさらに安心することなく維持ができるようにしていくということが必要だろうと、継続してやっていきたいと思いますが、一応大きなところではそういう対策も込みで実施している。解析につきましては、今回の来た地震波を追って、どういう地震による応答があったかという解析と、それから今の現状で建物がある程度壊れた状態でどういう大きさについても耐えられるか、そういうた評価を8月中に一通り取りまとめて国に出しているという状況でございますが、これにつきましてもまた現場で新たな知見等が得られましたら、しっかりと対応していくということで、日々後退なく進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） これ以上の状況が進みますと対応できなくなるでしょうから、ぜひここで頑張って対応していただきたいと思います。それで、やっぱり状況からいってご帰宅なんていう言葉は使ってほしくないです。まだまだご帰宅できるような状況ではないと思うのです。機能不全で治療をあきらめるかあきらめないか今皆さん必死になって責任があるからやっているだけで、そんな状況だと思うのです。人間に例えれば生死をさまよっている状況だと思うのです。ですから、ぜひその辺のことを帰宅なんていうところに比べ、表現しないでいただきたい。多分その状況だと思うのです。お願いします。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務さん、ご回答願います。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） ここ的基本的な考え方そのものにつきましては、東京電力のみならず、国も含めまして我々の大きな意味での柱ということでございますが、いずれにしましても現状をよく皆様

方にも理解いただくということが事実基本の考え方だと思いますので、この堀川先生のお話については心によくとめまして、今後お話をするときに留意してまいりたいというふうに思います。

○議長（猪狩利衛君） 他にありませんか。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 基本的考え方今この話でちょっと重複するかもしれません
が、避難者が帰宅できるように実現することをここにうたってあるわけだけれども
実際皆さんのお口からいつの時代になつたら帰れますよということを明言できます
か。はつきり言って皆さん現役のうちは、帰れないと思うのです。というのは、国
は私たちに年間20ミリ、それから文科省では1ミリと言っています。この辺は東京
電力はどのように考えているか知りませんが、実際に年間20ミリというと、富岡町
の小良ヶ浜というところは試算で116ミリ、年間に浴びるだろうと言われているわ
けです。そこに富岡の人間が、避難している方々のご帰宅というふうな実現をここ
に唱えているわけですが、基本的考え方の中に。そういう中で帰れと言われても除染
すれば大丈夫だと言うかもしれません、除染の方法で確かに道路とか宅地の庭先
ぐらいならできると思うのです。これ東京の都心なんかと違って、うちとうちの境
がすべてコンクリートで固めてあったり、小さな路地ほどもないほどのスペースし
かないなんていう農家とか、ザイのほうですから、ありませんから。それで、後ろ
にはちゃんとした囲いがあって、杉なりヒノキなりそういうものが2アールとか3
アールとかというものがあって風よけになって、そういう中にあってこれ除染、ど
んなふうにするのですか。この木を伐採するのですか。そういうことを考えれば私
も本当に先ほど言ったように皆さんが現役のうちは帰れないのかなと。私なんか生
きているうちは帰れないのかなというふうに思うのです。これから富岡町が帰って
復興するためにその復興のビジョンを策定するのに帰るということが前提で考
えているのです。ところが、これが帰れないとなれば、そんな無駄なことしなくても
よくなるですから、その辺をどのようにお考えなのか詳しく話してください。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） いつ帰れ

るかということをどう考えているかという話、ご質問だと思いますが、我々としてはとにかく帰還できるようなところに向けて努力するということはもう一貫して変わりません。ただ、現状先ほどの追加放出ということで原子炉から出てくる量をまず基本的に抑え込んで減らしていくということがまず技術的にあれば、私たち使命を果たしますが、3月の時点での放出されてしまって今土地等に残っています放射能あるいはそれに伴う環境線量につきましては、地形だと状況によって非常に大きな差を出す。したがいまして、一律にどうだということが言えないというのが現実だというふうに思います。それともう一つは、どうやってそれを減らしていくかというのは、時間に伴つてもちろん少し減る部分ございますけれども、除染活動そのものについてもこれほど大規模にいろんなことをやるというのは初めてでございますので、モデル的な話も一部始まってございますが、そこの効果を確認しながら地域に応じた活動をしていくということがもう肝要だということで、東電としても全力を挙げてということでございまして、時期につきましては今の時点で明言できるといったらなかなか難しいというのが率直なところでございます。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 実際になかなか帰るのには相当の期間が必要なのかなというふうに考えるわけですが、はっきり言ってまだ伊達、それから川俣のほうで試験的に除染というのが始まりましたし、農地ですとどのくらいの期間でというのがモデルケースになった面積に要した日にちと、それから富岡町の農地というものをかければおのずとそういう時間というものが出てくるのだと思うのだけれども、果たして福島県なんかは、はっきり言って富岡町なんかもそうなのですが、人間が住んでいるところって3割もないくらいなのです、あとは山ですから。そういう山をどのようにして除染するか。これ相当難解な問題だと思うのです。帰ってもいいですよ、敷地や道路は時間0.1になりましたから帰ってもいいですよと言われても、人間生活するのにはうちの中だけで生活できませんから。畑を耕したり田を耕したり、山へ行って木をとったり、そういうものって必ず人間のサイクルには必要なものですから、その辺を考えればまだまだ、もう皆さんのが明快にいつの時期になつたら帰れますよということを言えないのがそこだと思うのですが、もう私たちも仮設を回

りましたね。宮本議員、いつ帰られるのだ、いつになったら家さ帰られるのだ、こういうことを言われるのです。これは、本当に答えのない質問で、私らも言われるともうその人と一緒に涙流してくるしかないのです。そういう心というのを皆さんのが理解しているのかなというふうに思うのだけれども、その辺もあわせて話してください。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 放射性物質を大量に放出したということの影響の大きさと皆様方に多大なご迷惑をおかけしていることについて本当に申しわけなく思う次第でございます。避難されている方が本当にそういうお気持ちで、我々もお話をするとときにステップ2について早くすることは、それはそれで頑張るのは当たり前ですけれども、そういう話は多數してございます。しかしながら、とにかく原子炉側のほうについては放射性物質を安定させたり出さないようにしていくという努力をまずはやらない限りはその先には行かないということで、きょうこちらのほうの資料で話していますが、それ以外に控えている課題というのは非常に大きくて、世界的にもそんなに経験のないところで、除染の技術だとかそういったものをとにかく今は最大限努力して、一歩でも実現できるように努力していきたいというところが我々の精いっぱいのところであります。ただし、時間とともにそういうことについての環境のモニタリングの数値なものとかあるいは除染技術の効果的なものというものについては、しっかりと把握をし、やはり一歩ずつでもそういうところに進めるようにしていくというところが今許されたところかなと思います。本当に避難されている皆さん方のお気持ちを察しますと、大変申しわけなく、おわびの言葉もないわけでございます。今起きていることをしっかりと技術的には突き詰めていくというところの上では、いろんな除染あるいは線量的な部分を含めて皆さんに返答していくということが重要な課題でございますので、技術的な話だけを進めば終わりだということを我々も全く思ってございますし、皆様方のご支援あるいはご指導もいただきながら一歩ずつ進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 石崎副本部長。

○東京電力（株）執行委員原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 石崎でございます。今小森が技術的なことを中心に申し上げましたけれども、私自身も皆さんの美しいふるさとである富岡町に3年間お世話になりました。本当に私自身も自分の第2のふるさとと思っております。そのふるさとを、皆さん方のふるさとを汚してしまったということは本当に申しわけなく思っております。今いつ帰れるのかというご質問がありますけれども、これは申しわけありませんが、はっきりとは明言できません。しかし、必ず皆さん方のふるさとにお戻りいただけるように私自身もこれから的人生をかけて精いっぱい頑張ります。必ず実現できるように努力いたしますので、何とぞ皆さん方のこれからのご指導をいただきながら、私どもも精いっぱいやりますので、ぜひこれからもよろしくお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） 林君。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室室長（林 孝之君） 支援室の林です。今宮本議員からご質問がありましたことなのですけれども、私ども支援室では各避難所のほうを回らさせていただいて、これまで何百回か説明会を開かさせていただきました。必ず出るのが当初からいつ帰れるのだという話が皆さんから出て、我々もその訴えには窮しております。最近は、いつ帰れるのだというご高齢の方と帰れないのだったら早く帰れないと言えと、先ほど堀川議員からもお話がありましたけれども、そういう話も出ておりますから、今石崎が申しましたようにそこの部分の回答はいつも我々も総理大臣も含めてなかなかうまく回答できないところではないかということで窮しているところでございます。議員の皆様にも非常にこの点で避難者の方から厳しいご質問が常に飛んでいるのだと思いますけれども、ご容赦願えればなと思っております。あとは、もう今小森、石崎が言ったように我々としては全力を尽くすのみだと私も思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 実際ステップ2が実現したからすぐ帰れるという問題でな

いというのは、町民の皆さんもみんな理解しているのです。ところが、町長も本当にみんなにいつ帰れるのだと言っても答えが出せないから、町長がしっかり動いてないからだ、そういうことを誹謗中傷されながら我慢して町長だってこうやってやっているわけです。そういうことを考えれば東京電力が親身になって富岡町ばかりではなく、原子力災害で避難している人たちにもっと手厚く対応したっていいと思います。それから、これは一番最近話した国は20ミリと言っているのです。それから、文科省は1ミリと言っているのです。これ東京電力では、何ミリが妥当だと思っているのですか。それさっき聞いたのだけれども、これ答弁漏れですから教えてください。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） 東京電力の見解で何ミリシーベルトということというものを今はっきりと持っているわけではございませんで、これはやはり緊急時も含めた事故後の収束という意味合いで、国際的なレベルも含めて20ミリというのが一つの線引きということで政府のほうで発表されたものと理解しております。ただ、20を超えて19.8だとか20.1だとかそういう細かな数値の線引きということよりは、一つの目安として評価になりますので、ずっと線量計一年じゅうつけているわけではない、評価になります。そういうことの基準として出ているということで、低いレベルに下げていくということは、実態に即してちゃんとモニタリングをしながら、ある空間線量だったら、それでは少し下げていくということについては重要な活動だろうというふうに思います。放射線に関する一般的な見解では、20ミリですぐに疫学的に影響が出るという数字ではないというふうに私自身は理解をしておりますが、東京電力として、いや、20でいいのだと、そういうことをまたきちんとした理由としてまた議論していくということよりは、国際的な見地も含めて政府のほうで一つの線引きとして緊急時の回復の一環として数値を出しているというふうに理解しておりますので、まずは一つの目標であろうというふうには理解しております。

以上であります。

○議長（猪狩利衛君） 時間の関係もありますので、（1）についてはいま一人。

帰る、帰らないというのは、これはなかなか難しい問題であって、最終的には国で決定するということあります。東電にもなかなかはっきり言えないことは事実であります。そのほかこの表題にあるようにステップ2の進捗状況とか、また技術的な面であればいま一人質問を承りたいと思います。

○14番（関友幸君） 技術的な話ではないけれども。

○議長（猪狩利衛君） ないとすれば14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） 今の2Fについては瓦れきの整備だとかいろいろ着々とやっていますが、これは再稼働を前提にやっているのかどうか。私は、先般も枝野さんが福島に来てコメントしておりますが、再稼働は福島県のこの10基に対しては地元の理解は得られないだろうという、そういう物の見方をしています。ところが、新聞を開くと経済界や何かで電力不足だ、今後の冬いろいろな面で経済活動にもかなり支障が出てくるというようなことで、周りからそういう意味で再稼働を認めるべきだというような雰囲気が今後ずっと出てくる可能性が十分懸念されます。私は、これだけの事故を、世界的にもまれな事故を起こしたここを再稼働するなんていうことは、全く0.1も考えていないのですが、今後そういう気持ちで第二原発については整備をしているのかしていないのか明確に答えていただきたいです。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） まず、福島第二につきましては、原子炉の冷温停止、いわゆる第一でいう冷温停止状態ではございませんが、冷温停止を確保いたしました。しかしながら、津波の被害も含めて海水系の設備あるいは電気設備、あるいは非常用の設備につきましても損壊をしたことが事実でございます。したがいまして、原子炉を冷やすというのは、ある面では型系列のようなもので、あるいは応急的なもので海水ポンプなんかもやったというのが当座の話でございますので、まずは冷温停止状態を確保する、それから非常時に対しても対応できる状態を確保する、まずそこに全力を尽くしております。それに関連する瓦れきの撤去等につきましては、構内で少しそこに整理するというようなことはやっておりますが、いずれにしましても現場の確認、それから今言いました本設設備を安全系に関して復旧していくということに最大限の努力はしてお

りますが、それ以上の点につきましては全く未定でございます。福島第一の事故の収束というのがいずれにしても先ほど來ご議論がありますように非常に大きな課題ですので、第二を動かす、動かさないという議論を今できる状態では全くないということが1点と。ただし、安全は第二においても確保されなければいけないということで、所員挙げて全員で対応していくと。当然東京本社のほうでも対応する。そういう作業を続けているということです。

いずれにしましても、地元の皆様の理解なしに物事が進むということはないというふうに私どもは考えてございます。まだ今それで皆様方のご議論を申しましょうかというような話では全くありませんということで、まずは現場の設備について、第二についてもしっかりと確認をして、安全が確保されている状態をとにかくさらにレベルを上げていくということに今の時点では尽きるということで考えております。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） 今の答えが今の状況の中では、東京電力側からすればどうなのかなと思うのですが、富岡町民、隣接、福島県全体、また日本全体でもやはり明確にこれはもう廃炉にするのだと明確にしていただかないと、富岡の町の双葉郡復興、福島県の復興なんていうのはあり得ないと、私は思いますので、早目にそういったことの決断を明確にすべきだということを要望しておきます。

○議長（猪狩利衛君） 要望でありますので、東電も賜つておいていただきたいと思います。

それでは、10時45分まで休議します。

休 議 (午前10時31分)

再 開 (午前10時45分)

○議長（猪狩利衛君） 再開いたします。

続いて、（2）の原子力損害の補償についてを議題としたいと思います。

東京電力の説明を求めます。

お名前ちょっと。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 東京電力郡山補償相談センター所長の平井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 平井賢二さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 私から8月の末に発表いたしまして、今月の9月12日から発送手続を開始いたしました本格賠償につきましてご説明さしあげたいと思います。皆さんにお配りしました資料は、お手元にA3の2枚紙がありまして、A4、1枚と3枚のペーパーを配らせていただいております。それと、賠償に入る前にこれまで仮払いをさせていただきましたので、その内容についてまずご報告させていただきたいと思います。

口頭になりますが、第1回目の仮払い、4月に説明させていただきましたけれども、そのときは世帯単位で行いまして、世帯の方で100万円、それから単身世帯の方で75万円という形で4月からご案内を開始いたしまして、4月の末に各世帯単位で支払いを開始させていただきました。それで、富岡町の方々におきましては、総額で約61億円、仮払金として第1回目お支払いさせていただいております。それから、7月に追加の仮払いというものがございまして、第2回の仮払いでございますが、そのときは世帯単位ではなくて、避難継続されている一人一人につきまして避難継続されている方1人当たり30万円という形で追加の仮払いさせていただいております。7月末から8月にかけまして手続進めさせていただきまして、個人単位でお支払いをさせていただいております。このときは総額で約43億円で、合計で104億円という額で仮払いはお支払いさせていただいております。これにつきまして富岡町の皆さんに本当大変お世話になりましたありがとうございました。いろんな至らない点あったと思いますが、お助けいただきまして本当に感謝しております。また、農業の関係の営業損害、まだちょっと手続のほうがおくれたのですが、JA、福島県の協議会さんと調整のもとで仮払いを一部進めさせていただいております。また、中小企業様につきましても商工会様との調整のもとで一定の仮払いを進めさ

せていただきおるところでございます。このように今まで仮払いという形で進めさせていただきましたが、いよいよ8月、9月となりまして本格賠償という形で進めさせていただきます。この本格賠償につきましては、ことしの8月5日に原子力損害賠償紛争審査会において決定されました中間指針に基づきまして賠償手続をさせていただくことを基本とさせていただいております。そして、あくまで賠償審査会というのは考え方を示したものでございますので、そこに対して東京電力のほうで公正であること、速やかに払えることを基本としまして、その中間指針で示された項目ごとに賠償手続を進めることにしてございます。後でご説明いたしますが、補償基準を定めてお支払いすると。それで、この補償基準でございますが、いろんな考え方あろうかと思います。ただ、今回原子力災害で本当に多くの方々にご被害を与えてしまってご迷惑をおかけしております。そして、本来損害賠償ですと、一人一人という形で1対1というのが基本になって決めていくものでございますけれども、本当に今回多くの方々に大変なご迷惑を与えてしまったということで、個人の方々にやはり算定方式で違いがあったり、いろんな差が出てしまうということがあってはやはり問題が起きるであろうということで、公平的な観点から一つの基準を定めさせていただきまして、今回公正かつ円滑に進めるように定めておりますので、どうぞご理解願いたいと思います。それから、では中間指針に載っていない、基準に載っていないのは、東京電力一切受け付けないのかということではございませんで、明確になっていない項目につきましてもやはり東京電力の事故と因果関係があるものにつきましては、指針の考え方、我々の基準の考え方沿いましてご協議を行わせていただくことと考えておりますので、これもあわせてよろしくお願いたいと思います。それと、先ほど常務の小森からありましたけれども、本日午後でございますが、この前お示ししたのは個人の損害額でございますが、法人の方々、事業主の方々に対します取り扱い、きょうの3時ごろにプレス発表をさせていただく予定でございまして、具体的な取り扱いはまた来週以降示させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたいです。

ちょっと前置き長くなりましたが、お手元のペーパーでご説明したいと思います。まず、今回の本補償の流れがどうなるのかというところが最初の紙の左側でござい

ます。富岡町の方々につきましては、皆さん仮払いを手続をいたしておりますので我々のほうとしてどなたが被害に遭われたかというのは登録されてございます。ですから、このフローの2段目の東京電力側から手続が開始されます。補償金請求用紙の送付という形で9月の12日から送付させていただいております。それで、被害に遭われた方のところにその紙が行く。そして、必要書類を準備していただいて補償金の請求書を書いていただいて我々に提出すると。ただ、これももう皆さんごらんになっているかと思いますが、説明資料だけでも150ページ以上、請求書が非常に厚いという中で、なかなかわかりにくいということをいただいておりますので、現在もビッグパレットのCホールをお借りいたしまして説明会をさせていただいております。また、あわせまして後で詳細でご報告さしあげますが、各仮設住宅につきましても日にちを定めてお借りしまして、できるだけ多くの皆様と対面しながらご説明できるようにという形で説明会を開かせていただいております。そういう形でしっかりと今回請求をいただきたいというふうに考えてございます。それで、請求を東京電力に出していただきましたら、我々のほうで確かに請求書は受け取ってございますという受領通知をお送りいたします。その上で内容を確認させていただきまして、まず今回は右に書いてありますけれども、3月11日から8月31日までの分、8月末日までの損害金はこうですねという形で確認させていただきまして、合意を結んで、まず8月末までの賠償金をお支払いするという内容になってございます。合意書なので、今回8月末という形で一回区切らせていただいています。それで、その損害、ではもう確定したら全然その後合意したら払わないのかというご疑問があろうと思いますし、そんな質問もいただいております。あと、文面が一方的だということがありまして、その合意書の内容が今後ちょっと見直さなければいけないなということで考えておりますし、あと後で損害の事実がわかったということに対しても今回8月末で一たん合意はさせていただきますが、後日わかったものについても丁寧に対応させていただきたいと考えておりますので、我々の面でいろんな誤解生じているかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。そのような形で、まず右欄の表にいきますけれども、第1回目は8月末までで締めさせていただく。それで、まだ損害というのは確定しておりません。まだまだこれまでどう続くかわ

からない中で、今後の補償金の支払いにつきましては3カ月を一つの単位に区切りまして補償金を確定してお支払いしていくというようなスケジュールで対応させていただきたいと思っています。それがまず1枚目の基本的なフローと大きな仕組みの考え方でございます。

続きまして、では東京電力はどういう基準で補償するのかと。本来正式に言えば皆さんのはうに送りましたこれとその中にご案内のところに書いてあると。これ非常に複雑でございます、大量でございますが、まず補償基準の概要についてご説明いたしますと、まず富岡町の方々は避難区域に該当いたしますので、ここは避難区域の部分だけを抜き出して、できるだけわかりやすくという形で整理させていただきました。今回まず、損害項目としまして政府による避難等の指示に係る損害についてという形で避難にかかる費用、あと帰宅はまだこれからの話ですが、一時立入費用、こういうものが損害項目としてあります。そうすると、その対象者はだれかということで避難された方、そしてそのときに交通費、宿泊費を負担された方に補償をいたすと。それで、補償基準の考え方でございますけれども、交通費につきましては県内の移動、原則として1回当たり1人5,000円をお支払いいたしますと。それから、都道府県を越えるものにつきましては、各県と県の距離で見まして標準的な額を定めてこの一覧表のほうに記載してございます。という形で標準的な額を設定させていただきまして支払わせていただくものです。それから、宿泊につきましてはホテルを泊まったとかそういうものについては基本的には実費という形を基準といたしますけれども、原則1泊当たり1人8,000円を上限という形で基準をつくらせてございます。それから、家財道具の移転費用とか除染費用、それぞれ1回の単位当たり5,000円という形で標準的なものを定めてございます。

それから、生命、身体的損害につきましても同様な考え方で、医療費の場合は実費でございますと。それから、交通費の場合、タクシーの場合は具体的な内容を確認させてください。その他交通機関の場合は、平均した額として1人5,000円ですという形で標準価格を定めるまたは実費でやると、そういうような仕組みで展開させていただいております。

あと、前回明確でなかったのが就労不能損害ではなかったかと思いますが、就労

不能損害につきましてはやはり避難することによって働くことができなくなった、減収になってしまったと、そして必要な支出が出てしまったというものにつきましては、しっかり損害として賠償させていただくという考え方で、従前の平均収入をベースといたしまして、それに伴って減収した分につきましては補償させていただくという考え方でございます。

それから、避難生活等による精神的損害、こちらにつきましては中間指針のほうで明確に額が提示されてございますので、避難分として月10万円、避難所の場合は12万円と採用させていただいております。

それから、検査費用書いてありますが、この表の最後のところについてちょっとおわびをしなくてはいけないのですが、前回のこちらでの全員協議会、6月に開催していただいたときに皆様から財物に対する補償はどうなるのだという形でたくさん質問をいただいておりますが、今回もまとめ切ることはできておりません。財物価値の喪失または減少等、これは中間指針で東京電力が損害を与えたのだから賠償しなければいけないということで明確に書かれてございます。ただ、現時点では被害の状況を確認できないというところがございまして、今継続的に検討してございます。改めて今回は出せませんでしたが、必ず東京電力として賠償しなければいけない項目でございますので、ご案内させていただくということでご理解願いたいと思います。

続きまして、裏面に入りますが、ここは実はきょうの3時からの具体的な内容の話になってしまいまして、これは基本的な考え方を示したものでございます。まず、法人様、個人事業主様で事業を営んでいた方は、営業損害として補償させていただく。それから、農業の方にも営業損害についてはこのような考え方で補償させていただくという形で基準は定めてございます。

それから、最後に地方公共団体等の財産的損害等とありますが、こちらも財産損害と同じようにまだ確定してございませんので、継続して検討を行っているという形にしてございます。

続きまして、A4の横紙で書いてございます。この説明で、では具体的にどうなるのかということでモデルケースとして例示しているものでございます。既にごら

んになった方もたくさんいよいよと思いますが、改めてご説明いたします。この標準的なモデルは、だんなさんがいて奥さんがいて子供さんがお二人おると。その中で事故発生から5ヵ月間、警戒区域内の自宅から県内の体育館に避難していましたと。そして、5ヵ月経過後仮設住宅に入りまして、現在も入居中ですと。そして、避難前のだんなさんの所得は27万円ありました。ただ、現在就労できずに無所得になつておりますという、こういうモデルケースでございます。そして、避難費用はといいますと、先ほどの基準に当てはめまして、県内を2度移動しているということで、家族4人が移動していますので、1人5,000円で2回で1万円ですと。それが4人いらっしゃるので、4万円というような、こういう計算になります。それから、ちょっと下にいきまして就労不能に伴う損害、こちらもそれまでは27万円月間所得を取っていたのだけれども、働けなくなつて6ヵ月間無収入ですということで27万円掛ける6万円という形で162万円の損害があったと。それから、精神的損害につきまして、これが大きくなりますけれども、12万円、避難所にいたときの12万円、それが5ヵ月ありますと。それ60万円です。それから、仮設住宅に移りました。10万円が1ヵ月ですという形で70万円1人当たり損害であると。それが4人分ですので、280万円というふうに計算いたします。そうしますと、この方の8月31日までの補償額、損害額は、451万5,000円となります。それに対しまして仮払い補償金を既に220万円この世帯に対して払っておりますので、それを控除いたしまして、今回のお支払い額は231万円になりますと、このような算式の中で、まず本格賠償という形で第1回目やらせていただく予定になってございます。

それで、このような内容でございますが、説明するのと本人がこれをしっかりと活用というのはまた別で難しいと思います。ですから、富岡の町の町民の方々につきまして、我々本部から資料を送らせていただいておりますけれども、各仮設住宅とかに避難されている方々にこういうことで説明会をやりますよというご案内なども既に周知いたしまして、ここのビッグパレットでもやる、それから仮設住宅では北側の仮設住宅、それから富田の仮設住宅、緑ヶ丘にある仮設住宅、あと三春町内にあります6ヵ所の仮設住宅、それから大玉村の仮設住宅、日時を定めまして相談窓口を開設いたしまして、皆さんにきっちり説明できるように、皆様の申請がしっか

りできるように対応してまいっております。それから、今まで東京電力が補償のほうで皆様に対して本当に向き合ってできたかどうかわかりませんけれども、本格賠償に入りますので、10月から体制を強化いたしまして対応させていただきます。我々の社員の人数も増員いたしまして、皆様一人一人と対応できるようにやってまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。雑駁ではございますが、損害賠償の内容説明は以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） それでは、説明が終わりましたので、質問を許します。

9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 冒頭、平井さんにちょっとお願ひ申し上げますが、先ほどの小森さんと石崎さんのお話し方を聞いていてわかったと思うのですが、立地地域はそういうふうな張り切った説明の仕方してもらうと、もうはなから相手にしていただけない。現にここの相談窓口ありますね。ここでは結構皆さん知っています、郡山市とか東京とかいろんな。同じような口調で同じ3回かけました。同じことを聞きました。同じ返事、マニュアルの返事が3回返ってきました。そうすると、私だけではないです。みんなそうされるのです、平井さんのようにマニュアルどおり。そうすると、役場にかかるてくるのです。役場の皆さんのが血だるまに遭うのです、町民から。ですから、もうやり方が考え方方が違うのです。役場が送付先からひどい目ついているのです。ぜひ帰りに事情聴取してください、どんな目に遭ったか。まず、原子力発電所は基本的な考え方いつも説明書に書いてある、先ほどもありました、現況の基本的な考え方。まず、基本的な考え方出でいませんね、これ。基本的な考え方は、あの資料を送付された皆さんに聞きましたら、東電は払う気はないのだろうというふうなイメージしかなかったそうです。イメージしかなかったそうです。一生懸命補償しますよと書いてあれば、そうはあれでしようけれども、あれを見ただけでは、これ払う気ないのだなと思ったそうです。多分原子力部門の責任者の皆さんのが福島に来ています。この用紙をつくられたのは東京でつくられていて、多分地元のこっちに来ている方々、常務以下になんか相談しないでつくった書類なのです。現場、立地のこの辺のことも我々避難民のこともわからない人がつくった書類なのです。わかっていていればこんな書類つくらないです。ですから、早急に直し

たほうがいいです。それから、避難民ほとんどあの用紙には不満ですから。それから、イメージ、要するに基本的な考え方はイメージしかないので、あのイメージではもう対応できないという考え方です。ですから、本来ですと被害立地13市町村のみんなで町長が合同でクレームつければいいのでしょうかけれども、多分じきそうなると思うのです。それから、やっぱり実際は例えば私だったら東電の皆さんは被害に遭っても給料の額です。ですから、同年代だから失礼ですけれども、猪狩弘二さんと同じぐらいのサラリーを補償してもらいたい。議長だったら退職しているからもらえないという話になりましたが、そうではなくて、やっぱり……

○議長（猪狩利衛君） 質問者に言うけれども、余り本題から外れないように。

○9番（堀川一也君） そのぐらいの意識でやってもらいたいと思います。

では、以上で終わります。

○議長（猪狩利衛君） 終わるの。

平井さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 大変申しわけございませんでした。私ちょっとマイクが入っていないので、大きい声でやらなければいけないかなと思いまして、張り切ってしまいまして申しわけございません。あと、文書につきましては確かに本当に一方的な中で、確かに配慮が足らないではないかと思っています。本店のほうでも確かに製作する部署、それからこうやって協議する部署、連携はとっていますけれども、配慮の至らない点につきましては改善するように我々からも言ってまいります。あと、その内容についての不満、我々も今パレットに受け付けやっておってもこんなの書けるかという形でいただいております。でも、それに対しても一生懸命向かって損害のものはまず対応させていただく。それから、これからも続きますので、いろんな電話開設させていただくということでご理解願いたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 実際家族の請求例、これからいいますと。避難所に一時避難したけれども、障がい者の子供なり高齢の母親なり父親なりで避難所ではとても

ではないが、これから長期にわたって暮らせないなと思うからこそ、もう自分でいち早く対応してアパートとかそういうものを借りた人は、精神的苦痛が10万円。それで、もう仮設住宅にかぎをもらって6点セット入りましたから、どうぞ行ってくださいと言ったら、あっちに行ったら自分の金で飲み食いしなければならないからここにいられるだけいるのだ、こうやって頑張っていた人は12万円。これだれが決めるの。これは、だれも納得しないです。それから、とにかく仕事、うちの会社始まるから出てきてくれないかということを言ったら、補償があるから、おれはこのまま会社やめさせてもらうからと。そうして、ちゃんとやめて失業保険で生活していた人。これ本来であればちゃんと25万円なり30万円なりの金もらっていたから、それを対応してちゃんと実費として就労不能につきということでいただくわけです。一生懸命働いている人は働きがあったのだから、それは計算に入れないよという、こんなやり方は一方的過ぎで、とてもではないが、だれも納得しないと思う。この辺は国の中間指針だとは言うものの、全然実情を理解していない人が定めて、はっきり言ってこれ憲法でうたっている平等なんていうもの何もないです。10万円と12万円だけでも平等に扱っていただきたいと私は思うのです。その辺は東京電力に言ったってこれどうにもならないのだかもしれない、国が中間指針つくったから。この辺のもう、回答できるなら回答してください。

○議長（猪狩利衛君） 平井さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 宮本議員の回答にはならないのだと思います。確かにそのとおりで東京電力としましては、精神的損害というの非常に算定ができないところでもございまして、中間指針のほうで10万円、12万円という形で定めていただきましたので、それをそのまま適用させていただいてございます。ただ、話としまして確かに今宮本議員がおっしゃった本来違うのではないかという意見があることは承知してございます。ただ、今我々いろんな価値観、概念を当てはめるとまた難しくなる、かえって公平性を損なうこともあるかと思いますので、中間指針をとらせていただいたというところでございます。

それから、もう一点就労も同じような意見を聞いてございます。ただ、我々と

しましては損害というのは、これがなかったときのあるべきベースに対しては必ず応対しなければ、これは損害の補てんにならないという形でやってございます。確かにまじめに働いた人のほうがもらえないのではないかというのがありますけれども、現状の部分に対して賠償しているということでご理解願いたいと思います。答えになつてないかと思います。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 精神的損害というものについて、国の中間指針で10万円と12万円というふうに差をつけたわけですが、そういうことを東京電力もこの根拠というのは、交通事故で精神的苦痛の慰謝料というものが最高限度額が12万円なのです。それを当てはめたという話を聞きましたけれども、そうであれば私のこれは例なのですが、私の友達、自分の妻がもう車いすなのです、私より2つしか大きくなないので。その人車いすで車いすを積む車もちゃんと整備しまして、そうやって避難したのです。ところが、避難所で車いすで生活できないでしょう。それで、あっちこっちの友達に連絡してあれしたら、埼玉県でバリアフリーのそういうところが見つかって入ったのです。ところが、そのときには借り上げ住宅という制度も埼玉県にはなかったのです。それで、自分のお金で入ったのです。そうやって本当にいろいろな手づるを頼って入った人が10万円です。それで、ここでぬくぬくしていた人が、これは言葉がちょっと過ぎるかもしれません、ここにいれば食うのには出費しないのだということを言っていた人が12万円というのは、そういう隔たりがあるわけだから、東京電力で2万円加算して平等に12万円払ったほうがいいよと、おれそう思うのです。この2万円というのは大変な金額かもしれないけれども、1人に対しては2万円だけれども。これは、もう東京電力が努力すべきだと私は思うのです。その辺はいかがですか。

○議長（猪狩利衛君） 平井さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） いろんな努力の度合いもありますけれども、避難所にいれば食事の提供があったとかいろいろありますけれども、でも東京電力からすれば避難所で暮らす人が出てしまったというものに対してどうするのかというの

は、やはり我々真剣に向かわなければいけないと思っております。ですから、それにつきましてはやはり中間指針の中でやらさせていただく。ただ、今宮本議員言われました生活費の増分は、精神的苦痛のところに含まれているという解釈がございますけれども、例えば本当にこういうことがあったとして、やっぱりそういう個別事情を抱えていて増分費用が出たのだというところにつきましては、お話をしっかりと聞いてその他の増分としてあったのだということをお聞きしながら、対応できるかどうか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 何点かまとめてちょっとあれですけれども、メモの都合があるので、座ったままで話します。避難所での説明会ですか。これ時間帯、昼間だけではなくてある程度の夜間まで考えているのかということを確認したいのです。勤めの関係上あれに出れない部分、昼間だけですとこれに参加できない場合がありますので。

それから、ちょっと揚げ足取るようで申しわけないですけれども、先ほどの平井さんの説明の中で、この3地区の避難所の話は出たのですけれども、いわきが全く出ないです。いわきに住んでいるのです、いわきの避難所に。もちろん含むと思うのですけれども、そういうようなやはりちょっと思いやりというか、配慮がない部分もあるのかなということに対してお答えをいただきたいのと、それから先ほどの堀川議員とはちょっと逆なのですけれども、コールセンターに私自身もそうですし、ほかの人間でも何回か電話して、出る人によって答え違うのです。逆に言うと、先ほどの堀川議員が言ったように同じならば同じで、それが中身が満足であるかどうかはともかくいいのですけれども、おのの違うのです。これが困ってしまうのです。

それから、もう一つが一時立ち入りの部分だと思うのですけれども、私もあるはまだ全部読んでいないので、よくわからないのですけれども、10回を限度にするとか月1回だけとかいう縛りがあるのです。常識的に考えて、それから現実を見れば3月の後半とか4月の初めとか、要は避難し始まって早い人は何回も行って何回もいろんな物を持ってくる、全部が全部買えませんから。なのに月1回を限度にすると

かトータルで10回とかというのはいかがなものかと。

それから、もう一つが、これは逆で、質問されてもちろん答えられないのだけれども、一時立ち入りしたときにどの程度のものを車に積んできたらば立ち入りだけではなくて、ただの移動と理解すればいいのか。家具の移動は別にありますよね、一回全部でしたっけか。その辺はどうなのか。大きいところ4つ、5つですか、ちょっと教えてください。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） まず、避難所での説明会でございますが、今セットしてございますのは9時から17時というものが大部分でございます。平日だけではなく、必要に応じまして土日も入れさせてございますが、今のところ夜間での標準的な時間としての設定はしてございません。そちらにつきましては、集会所を回った中で要望をお聞きしながら、そのような時間帯の対応が必要であればやらせていただきたいと思います。

それから、いわきの避難所、大変申しわけございました。我々福島県内に私は郡山の補償相談センターという形で見ておりますけれども、4つの補償センターを設置しております。福島、郡山、いわき、会津若松とありますので、そちらのエリアにつきましてはいわきで対応できるようになっております。きょう至らなかつたところを踏まえて富岡町さんの仮設住宅の対応をもう一度確認いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、コールセンター、確かにそのとおりでございまして、やはり人によってばらつきはございます。それで、やはりそこが課題だということを認識しまして、これ社内の論理でしかないかもしれません、品質を管理できるセクションをつくりまして、できるだけ丁寧に標準的なお答えをできるような形で今改善を進めておるところでございます。

それから、ちょっと一時立ち入りのところにつきましては、どうしてそのように定めたのか量の問題につきまして、私のところちょっと回答できない部分でありますて、ちょっと正確に確認させていただいて回答できる機会があればと思うので

すが。今のところこの解釈のところ、私きょう回答を持ち合させてございませんので、申しわけございません。改めて回答さしあげたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 答弁漏れないかな。

12番。

○12番（塚野芳美君） 答弁を今できないと言ったのは、回数の話と、それから荷物の話、両方ですか。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） はい。ちょっと荷物の。

○議長（猪狩利衛君） 平井さん。

○12番（塚野芳美君） では、回答できないということです。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 10回定めた理由はあるのだと思うのですけれども、それも含めて。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） では、2つの答えられないというのは、それはそれでしようがないので、あと逆に調べて正確に教えてもらいたいと思います。それで、説明会の時間帯は、やはりこれ土日というのは、それは確かに結構なことだと思うのですけれども、含んでいるということは。でも、難しい人、やっぱり時間、これは逆に相談してもらったほうがいいと思うのです。私のほうで聞いている。ですから、逆に東電さんのほうに対しては入居者が言いづらいのかどうかわかりませんけれども、いろんな人からいろんな形で来ているのです。ですから、これは考えて、それに応じてやってほしいと思います。先ほど郡山と福島といわきと、あとどこでしたっけ、何か……

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 会津若松です。

○12番（塚野芳美君） 会津ですか。いわきのほう、どの地区も同じですけれども、借り上げとか。これは借り上げですから、それはそれでいいと思うしかないのです、余りにも点在していますから。ただ、少なくとも仮設にまとまっている人たちには、

こちらがですから丁寧に説明してやったほうがお互いのためだと思うのです。同じことを聞かなくてもいいし、じかにこうやってやって、ここ、ではどう書けばいいのだというようなやり方もできますから。そういう対応をしていただければというと、これは、けれども町のほうにあるのかな、いわきに連絡室があったというのは実は知らないのです。ですから、これを逆に町のほうで周知すると、ある程度。そういうようなことをお願いしたいのです。

○議長（猪狩利衛君） 平井さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 貴重なご意見いただきましたので、いわきに対しましては仮設住宅、対応できるようにまず連絡してしっかり向かって話を聞いてから請求書けるように対応してまいりたいと思います。

それから、社内としまして、あと福島県内だけではなくて、各県にやはり補償相談センターを配置しておりますので、栃木であるとか埼玉であるとかそういうところにも住まわれる方いらっしゃると思いますので、そちらもまとまった仮設住宅お伺いするなり話を聞くなりして対応できるようにしてまいりたいと思います。

それから、1点目の質問でありました夜間の話につきましてもきめ細かに要望をお聞きして対応できるようにしてまいりたいと思います。

○12番（塙野芳美君） 終わります。

○議長（猪狩利衛君） 次にありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ちょっと1点確認させてください。これ町のほうもかかわるのかなと思いますが、一時帰宅、1回につき5,000円、1カ月。1回しか認めない、そういうことだと思うのです。今保留にしましたけれども、一時帰宅、町のほうに申請して1カ月何回も行けるのですか。

○11番（渡辺三男君） 個人で行くの、だからそんな1カ月に何回も。企業帰宅とかそういうのは持ち出しで何回も認められると思いますけれども。4月21日までは自由に入れました、自由に入れるというか避難指示です、入ってはいけませんよと。例えば5回入ったとすれば、それは入ってはいけないという場所に無視して入った

わけでしょう。避難指示。だから、その辺をきっちと精査しないと、1カ月で何回も入れる場所ではないと私は理解するのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 損害賠償の考え方としては、基本的には行って帰ってくればそれなりに費用が出ているわけですから、これを賠償するのは当然のことだというふうになると思いますけれども、1カ月に何回とか補償のほうからすると、賠償からすると、それに対してはどうではなくて、あくまで申告があればそれに対して対応はします。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長、今の質問の趣旨は、企業帰宅とかそういう形で何回も入るということですから。

〔「いえ、違う、違うぞ」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 違うのですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 大体今まで1回しか我々は許可受けていないです。それは、一時帰宅ということになる。10回も15回の帰宅はどういう形。

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 11番、もう一回言ってください。

○11番（渡辺三男君） 今まさに言うとおり許可を受けないで入ったのも認められるのですか。4月21日までは避難指示でしたよね。割かし入れたのです。それも認めるのですかということを私聞いているのですけれども。多分許可を受けた者だけが認められるのかなと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 本来法的に担保されて確実なものについては認められますけれども、本来できないものに対してそれが請求あったからというところは、それを賠償するというのは難しい話だと思います。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 全くそのとおりだと思います。そうしますと、1カ月に1回というのは妥当なのかなと思うのです。町のほうで1カ月に2回も3回も許可は多分今までのケースでは出でていません。ちょっと教えてください。

○議長（猪狩利衛君） 都市整備課長が答えるそうです。今は東京の電力の対応のあれですが、あえて質問許可します。

○都市整備課長（郡山泰明君） 今一時帰宅については、1回目についてはバスで各世帯1回しか行っておりません。今後も今2巡目がスタートしますが、もし許可すれば2回ということになります。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） そのようなそうです。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今行っている人で1回、今度2巡目始まりますから2巡目ね。だから、6カ月でまだ1回しか町は許可していないと思うのです。だから、2回も3回も5回もというのは1カ月であり得ないのかなと思うのですが、先ほどその問題保留にしましたので、その辺どうなのでしょう。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 10回上限のところが、済みません、私勉強不足だったところがありまして、今回のちょっと6カ月サイクルの中で一回切るのか、それから次の3回、多分今回一回補償を8月31日までにしましたら、その中で10回までということだとは思うのですが、そこ正確にちょっと話せなかつたので、これからもありますので、その回数をどう見るのか、正確に話したいと思いましたので、先ほど保留にさせていただきました。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） まず、今の問題からちょっとお尋ねしたい。私もこの申請書で月1回ということであったので、私は実際車の出し入れも含めると3回です。そういう点で1回ですから、これどうなのですかということでコールセンターにお尋ねしましたら、それは補償の中身は、事実は事実として出してみてくださいと。

そういうたたき込みで、私はそういう意味で3回という分を出したのです。それで、1回というののがなくて自動車を持ってきて一時帰宅している人もおりますから、少なくとも2回は、そういうことでは2回ということは十分あると思うのです。4月何日前までは結構私も1回入りました。それで、全員協議会の中で大変盗難が、窃盗が起きているので、町長にこれはきっちと対応しなくてはいけないですよという提言をして、さらに厳しい状況で警戒区域ということできっちと戸締まりができるような状況になってきたわけです。そういうことでそういう例外、結局いろいろな事例があると思うので、やはりいろいろ不安の中で行ったり、牛を飼っている人なんてかなり頻繁に行ってた方も聞くわけです。こういった部分だって出てくる可能性はありますし、そこら辺は十分勘案して対応していただきたいなというふうに思うわけです。それとあと、今回の補償の中で仮払い請求、これ恐らく九十何%くらいの率で皆さん利用したかなと思うのですが、当初私は仮払いですから、いずれは返さなければならぬのかなという認識はあったのですが、必ず返すというふうにはとらえませんでした。これは、人によっては当面の見舞金なのだと。だから、もらって使わなくてはいけないよと、こういった判断を持っている方も十分おりました。今回の仮払いの中でこれを返すということで私もそれなりに計算してみました。純情にいくと今回は賠償金がもらえないくらいのレベルになります。マイナス30万円ぐらいなのです。これで次回の生活が成り立つかというと、私は年金者だからそれなりには対応はできますが、恐らく国民年金の老齢年金などで暮らしている方は、とてもではないけれども、これから暮らせないし、失望の中にどうしようかということで悩むのではないかと思います。そういう点でそういうことから考えると、1人が1ヶ月どのくらいあれば本当に生活できるのかということを、それにそういうことを十分踏まえていかないといけないし、精神障害と精神的な負担金ということで10万円、12万円と。6ヶ月過ぎると5万円、こういう引き下がっていくわけですよね。ますますこの生活が厳しさを増すわけです。こういう中でこれからいろいろな状況があって、私みんな家族がばらばらですから、いろいろ子供のところに行く、あっちから来る、そういう交通費だとかいろいろ含めると、ばかでかい私は費用がかかっていると思います、個人的には。そういうところが全

然見ていないし、精神的な補償で対応して、生活の最低保障というのを全然見ていない。これではとてもではないけれども、この申請書で納得される方はいないのではないかと。私は、これ書いてみたものの、このまま認めたのではとてもではないけれども、ためにならないと思って出さないかなというふうに思っているのです。その状況の流れがどう改善されるかによって私は出そうかと思っているのです。そういう部分をこれからいろいろな補償の内容でどういうところが問題なのかということ当然出てくると思うのです。そういう部分を十分精査して、改めて対応するというようなくらい考えてもらわないと、とてもでは生まれないと、被災者は生まれないと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 平井君。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 質問2点ございました。まず、最初の立ち入りの件につきましていろんな事情の方があられるということでございますので、しっかりとお話を伺いながら適応してまいりたいと考えております。ただ、先ほど言いましたとおり違法の部分、きっちり許可をもらって立ち入ったと、そういう合理的なところに対しきっちり賠償していくという形で対応したいと思っております。

それから、仮払いの、まず大きな意味での返還のことでございますけれども、ご案内のときにはやはり仮払いでございますので、最終的な精算のとき過不足が生じた場合は精算させていただきますという文言は、確かに入れてございます。ただ、富岡町さん初め、今回原子力事故が収束していない中でまだ幾ら賠償しなければいけないかわからない、それから最も皆さん関心の高い大きな財物補償も決まってございません。ですから、将来的に我々もっと大きな額の補償というのは損害賠償が出てまいりと思っております。ですから、今回仮にマイナスになった方がいられたとしても、こちらから返金くださいということは一切行いません。今回は、それで将来的にもし最終的に過不足が出て払い済みであったという取り扱いにつきましても今のところは全く未定でございます。それは、その局面で考えるようになろうかと思います。

それから、今日々の生活の中でこれでは不十分だろう。我々は、補償の中では就労損害で従前の所得分はやっぱり補てんしなければいけないと、こういう考え方で従前のところは守るという形をやっておりますけれども、今議員からお話をあったようにいろんな人たちの話を聞きながら、我々も現場でこれをやって面と向かって対応しますので、公平、公正はきっちり担保したいと思っておりますが、いろんな意見を本部に上げまして検討させていただきたいと思います。

終わります。

○議長（猪狩利衛君） いいですか。

○14番（関友幸君） はい。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 4番。

○4番（渡辺英博君） ただいま話出した財物価値の喪失または減少等でございますが、警戒区域の解除がされていないということで、これ当然のことでございますが、これ先ほどお話をありましたように除染の問題でも結構関連してきますので、その辺の見通しがはっきりしないといつになつたら警戒区域が解除になって、それでこの補償が行われるのか全然見当もつきませんので、その辺はどのようにお考えなのか。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 確かに今のところは継続検討という形でございますが、本来補償ですと家屋の状況、土地の状況、一つ一つ本当は見せていただいて、それに対して補償していくという形になろうと思います。ですから、ある程度除染とかその見通しの中で変更して決まってくるものだとは思います。ただ、今の時点ではまだ何も申し上げられません。一生懸命検討はしてございます。

○議長（猪狩利衛君） 4番、渡辺英博君。

○4番（渡辺英博君） ただいまの回答ですと、見通しはかなり遠くなりそうでございますが、建物の財物等の価値の喪失に関しましては、地価も含めて坪10万円の

人が今現在坪1万円とかあるいは家屋で地震等によって雨漏りです、それは地震による被害でございますが、長期にわたりますと雨漏りによって家屋が腐ったりあるいは家財が腐ったり、相当一日でも日がたつごとにこれは拡大すると思いますが、その辺どうお考えなのか。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 土地の地価につきましてもそれは財物を絡んでございますので、こちらも原子力によるものというものについては対応していくようになると思います。それから、やはり帰宅時期が長くなつた、それによって経年が過ぎて劣化が激しくなつた。これもやっぱり原子力に由来するものについては、経年による劣化、当然損害として補償していくものだと思います。

○議長（猪狩利衛君） 4番、渡辺英博君。

○4番（渡辺英博君） これは、避難民にとって一番大きい項目として、東電にとりましても大きな補償の対象でございますので、一日も早く除染を行って警戒区域が解除されまして、避難民に早く賠償できるようにお願いいたします。

○議長（猪狩利衛君） 答えいいですね。

○4番（渡辺英博君） はい。

○議長（猪狩利衛君） 3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君） これは、個人的な気持ちであるのですが、東電さんはいつも多大なご迷惑、多大なご迷惑をおかけしますと。東電さんが何でこの補償金出しているのですか、これ。私は、最初は仮払い補償金、これ最初は本当に仮払い、ああ、そうかなと思って仮払いという認識がなくて、見舞金くらいな感じでもらったのですが、これがただ今になつたら返すとなれば、はつきり言つたら借金です。被害者が東電に何で借金しなくてはならないのだ、それはわかりますか。

だから、結局考え方申しますと、精神的苦痛、精神的苦痛はかなり大変だから、私は借りないと思うのです。だから、10万円の精神的苦痛、12万円の精神的苦痛、これよく見直しをと言つたのですが、この中に何でも茶わん買った、はし買った、おれは実はベッドで寝たいからベッド買った、それが含まれている。精神的苦痛の

中で生活費を含むと。それは何なの。私は、納得いきません。そういう書類を書いて補償しますというようなことを言って、最後に合意したことを確認する。納得しない者に合意の書類書けません。そうすると、請求ができないと言いますね。その辺お願いします。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 先ほど宮本議員からの質問と重なる部分ござりますけれども、10万円、12万円というものもありますが、その増分につきまして本當になるほど、こういう事故で出てしまったというものについては意見を伺いましてしっかり対応していきたいと思っております。

○3番（中野正幸君） 合意の件は。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） あと、合意につきましても合意できないというのではなく、我々としてはやっぱり損害を与えたものといたしましてきっちり合意できるようにやっていきたいということで、丁寧には対応させていただいてご理解を得てきっちり賠償金をこれからもまた3ヶ月単位に続きますので、皆さんどこまで納得いただけるかとは思いますけれども、納得いただけるように一生懸命やってまいりたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君） 合意できないというのは、内容に納得しないから合意できないのです。ただ、精神的苦痛という文句は使わないでください。はっきり言ったら何が精神的苦痛ですか。中間指針で紛争審議会の中で決めながらそのとおりにやっていますと、こういうふうに言うのですが、東電はもう。精神的苦痛という形ですか。大体我々が避難してからどのくらいお金かかっているのですか。この前今回やったの多くのところから請求来ましたが、個人的には1万5,000円くらいかかっているのです。娘のところに行ったり、息子が来たりとか、さつき関さんも言ったのですが、そういう交通費だって相当かかっています。そういうのはどこからという話だ。生活費がかかった同様、領収書みんなまとめてとっておるやつはみんなと

っているのです、実際。あの領収書は、何なのですか。出すところないでしょう。そういうことで合意がないからこういう話をしますと、まだ検討します、こういう賠償請求が後からゆっくりと出すようになるのではないか。だから、ずっと出さなくて、もう一回審議会のほうにかかってもう一回賠償の計画が変わっているのです。その辺はもし変わったら出されるのですか。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 精神的苦痛という言葉につきましては、これ指針の中で使って適用されておりますので、ご理解願いたいと思っております。それから、今回8月末までの分を合意いただくわけでございます。そこで、これからもいろんな方と話し合って、いろんな先ほどの話と重なりますけれども、私はやっぱりこんなことがあった、こういうようなことがあったということはやはり意見としてどんどん本店の賠償審査会のほうに諮っていると思います。それから、ADRといってそれを調停する機関も郡山にできまして、いろんな意見も入ってこようと思います。ですから、我々8月までの分は何とか皆さんのご理解得て納得していただいて賠償金を払いたいと思っておりますが、その後いろんなまた仕組みというものが補償の概念出してくれば、今回8月末までで1回締めさせていただきます。あとは、そこはさかのぼってやりませんよみたいな表現、若干合意書のほうありますけれども、そこは柔軟に対応させていただくということで今本店と確認しておりますのでいろんなやはり皆様方の損害に対して対応できるように意見を吸い上げながらやつていくのが我々の務めだと思っております。

○議長（猪狩利衛君） 3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君） あえて提出しなくてもよいということなので出しませんけれども、これずっと先ほどの話聞いてもいつ帰れるかわからないという話なのですが、それ帰る時点で一括でも構わないのですか、請求。8月で切って、その後から9月からの分ということになるのですか。その辺どうでしょう。

○議長（猪狩利衛君） 平井さん。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相

談センター所長（平井賢二君） 我々は、やはりこれまでいろんな方からの要望で払えるものは早く払いたいということでやっておりますけれども、損害賠償、これも翻って見れば1対1、東京電力対個人様との関係でございますので、また後で、その方に対して我々は損害与えたという形でちゃんと認知しておりますので、まとめて出すよと言われたら、ある程度それは我々受けざるを得ないと思っておりますが、できるだけ一つ一つ解決していきたいと思いますので、今回の単位で出していただくように皆様にはお願ひしていきたいということになります。

○3番（中野正幸君） 後から検討するなんていう話になったのでは出さないほうがいいです。

○議長（猪狩利衛君） 1番、黒沢英男君。

○1番（黒沢英男君） 先ほど平井所長から國の中間指針に基づく請求方法を公表されました。中間指針に示されていない、先ほど言いましたですよね。損害の利害関係が認められれば損害賠償の対象にするという言葉が出ましたよね。これは、統一してもらいたいです。きのう、おとといですか、月曜日のテレビを見ていますと、南相馬市のある社員が請求に訪れて、自分の子供がまだ小学生の子供に机を買い与えてやった。これは、テレビの映像です。ここでしゃべっている言葉なのですが、わずか2,000円のちゃぶ台みたいなテレビに映された机とは言いがたいような台です。それでも、その費用は精神的損害の中の10万円に含まれていますよと、こういう言葉が返ってきたのです。これは、何を界わいにある。こういうことがだからあいまいにされてしまうと、今まで皆さんそうだと思うのです、いろんなものを買っていますよね。自分のうちにいろんなものがあります。ですけれども、避難して購入しているわけです。あれも例えば極端な話、腰が悪いからベッドが必要だと。2人家族で2台買ったと。では、子供にも買い与えたと。自分のうちにあるものをまた買うのです。最終的には私も言わされました。どうするのですかと。うちの家内から最終的に、いや、これは最終的に、では当然富岡なんかに寄附してしまえばいいのだろうと、もう使わなくなれば。その必要なくリサイクルショップに処分するのですが、そういういろんなもの、因果関係、電力の事故によっての因果関係というのは、こういうもので買わなければならぬものがいっぱい出てきて買

わざるを得ない場合があるのです、皆さん。そういうものは精神的損害の月10万円の中に含まれていますよなんていう表現であれば、これは何を買えばいいやなのです。それともう一つ、その点の回答と避難生活による精神的損害額が10万円掛ける6カ月とか12万円掛ける6カ月で、高齢者が6カ月間でもらう金額が72万円なのです。その他の例えば避難所の避難費用としての4回で10万円とか一時費用の10万円とかプラスしても75万円ぐらいなのです。そうすると、105万円から72万円を引かれると75万円ですか、そうすると30万円マイナスになる、マイナス30。そうすると、次の9月1日から9、10、11月末で15万円、5万円ですか、今度。そこでまた15万円引かれるとまたゼロなのです。そうすると、2月までゼロになってしまいます。これでは生活ができないという苦情が相当出ているのです。だから、これをすべて引いてしまうのかどうなのか。15万円を1回とめるのか、9月から11月分は差し引かないでとめるのか。また、12月から2月分でマイナス15万円で引いていくのか。引かれると今度2月末までゼロなのです。この辺のことをちょっとお聞きします。

○議長（猪狩利衛君） 平井所長。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（平井賢二君） 最初の精神的損害の12万円、10万円、そこに生活費増分が含まれているのは、やはり個別のいろんな事情の中でおかしいのではないかという意見、多々きょういただきましたので、きっちり持ち帰って意見としてまづきょうはお受けさせていただきたいと思っております。

それから、確かにひとり暮らしの方で仮払いが入って、それで働いていない方ですと、今回マイナスになります。そして、今おっしゃられたとおり次のときもどうなのだというと入らない。つまり今回も現金として入らない、次も入らない、その次やっと入ってくるかなという、そういうような事象というのは確かに考え方としては出てまいります。ただ、今のところ仮払いを前提として、そこから本賠償の確定額で増分で出た分をお支払いするという形で設定しておりますので、ちょっと今のところその対応については想定していませんでした。ただ、きょう富岡町議会の議員からご意見があったということで、それも本部のほうに伝えたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 以上で東京電力に対する質疑を終わります。

午後1時まで休議します。

休 議 (午前11時58分)

再 開 (午後 零時58分)

○議長（猪狩利衛君） 再開いたします。

議員の諸君に申し上げますが、質問する場合は前置きを短く、單刀直入にお願いしたいと思います。

それでは、東京電力に対するその他の件に入ります。質問を許可します。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 東京電力さんで今富岡町の震災で崩落した屋根の修理を富岡町建設業協会の方に依頼していると思うのです。建設業協会のほうでなかなか人數が集まらないということで進捗率については甚だ残念な数値になる。先ほどは財物の補償をするとは言うものの、うちがもう雨漏りでひどいとか雨漏りしないうちに何とか早くやってくれよというような意見がいっぱい聞かれるのです。それで、ユニック車の入らないようなところだと人力でダンプに積んでいた土のうを今度人力で一輪車で運ぶというようなことで、なかなかそういうところは後回しになるみたいな傾向がありますから、屋根にかわらを上げるときの小さなエンジン、3馬力ぐらいのエンジンで上げられる、簡易、軽微なものがあるのです。そういうものを東京電力さんが購入してそういうものを与えて、もっとスピード化をしてやっていただきたいと思うのですが、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 石崎副本部長。

○東京電力（株）執行委員原子力・立地本部副部長（石崎芳行君） 屋根のブルーシートといいますか、シートがけを実は富岡町さん以外にもほかの市町村でもやっております。この経緯をちょっとお話ししますと、富岡町さんからいろいろお話をありますて、まずこちらで実験をさせていただいて、これは何とかいけそうだということで、当初は国の反対もございましたけれども、その国の反対を町長のご意見等々いただいて、それを押し切りまして何とか実施にこぎつけたという経緯がござ

ざいました。ただ、宮本議員がおっしゃるように各市町村によって進捗状況は実はまちまちでございます。それは、天候の問題とか、それから人数、作業をやっていただく方の人数の問題等々あります。若干進捗率には違いがございますけれども、今精力的にはやっていただいております。私どももなるたけ早くやっていただきたいというのにはありますけれども、ただやはりこの作業は当初の国のいろいろ反対を押し切ってやったということもあり、とにかく安全第一でやることがまず第一でございまして、一件でも事故を起こしたらもう国は絶対に認めないというような、そういうプレッシャーも受けております。そういう中での作業でありますので、多少の進捗率の違いについては何とかご容赦いただきたいということでございますが、ただ私どももなるたけ早くやりたいという気持ちは同じでございますので、これからも実際にやっていただいている事業者の方と二人三脚でさらにスピードアップできるように頑張りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 早急にやるのに一番いい方法と申しますか、方法というのは国の自衛隊にお願いして体制を大勢でやるのが一番妥当なのかなというふうにも思うのですが、何せ避難している方々は自分のうちというものは財物の一番の住みなれたうちですので、その中にはたんすとか家財道具もいっぱい入っているわけで、かなり心配しているわけです。その辺をきょう東京電力とのこういう連絡会があるので、その話をしたら、ぜひ言ってくれというようなことをお願いされましたので、これ今業者と二人三脚で進めていきたいというような返答をもらいましたけれども、そうでなくて私が言ったように陸上自衛隊か何かにお願いしてばっと一気にできなのですか。

○議長（猪狩利衛君） 立地副本部長、石崎さん。

○東京電力（株）執行委員原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） そういうご意見も重く受けとめさせていただきますけれども、ただ自衛隊にお話をするにしても、これはまず国を通してすることになります。これはもう私の勝手な想像ですけれども、国にそれをお願いすると、そもそもブルーシートがけが本来国は当初は反対でしたので、またその議論に戻ってしまうのがちょっと心配というの

ございます。ですから、今できることでとにかくスピードアップする、いろいろ知恵を出し、汗を流すということかと思います。1つ例を挙げれば、きょうも福島第二の者が来ておりますけれども、福島第二が当初の実験の作業も精力的にかんでくれまして、福島第二からも放射線管理要員等々を出すなり、また何かさらにお手伝いできることがあるか、そういうことも検討させていただきますけれども、いずれにしろとにかくスピードアップしてご希望の全数をやると、仕上げるということを一生懸命やりたいと思いますので、何とぞご理解よろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） いいですか。

○6番（宮本皓一君） 了解しました。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） 今のお話に関連するのですけれども、やはり建てたばかりで一回も入らないで避難したという状況もあるし、そういう点でまず我々のほうの避難所だとそういった要望は十分聞いてきたのですが、やはりこれはもうそういう心配はするのは、やはり帰ってまた住むという希望的なそういうものが心の中にあると思うのです。そういう心配がそうさせるのであって、もう家はみんなすべて東電が補償するのだと、そういうことを明確にして、その上に立ってもうそういうまだ取り出さないものもあるからなるべく水が入らないようにとかという心配あるかもしれませんけれども、家についてはすべての家を補償するのだというようなことを明確にしていただかないと、ずっと心配事は続いていくのではないかというふうに思いますので、これまでいろいろなそういう要求が出ていると思うので、その辺の検討はされているのかどうか。今後対物に対する損害賠償の状況も出てくると思うのですが、その辺についての煮詰め方がどのようになって今現在言えるか言えないかは別として検討されているのかどうかお尋ねします。

○議長（猪狩利衛君） 立地副本部長、石崎さん。

○東京電力（株）執行委員原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今関議員がご指摘、ご質問がありました内容でありますけれども、これもそういう声もたくさんいただきました。私どもの基本の考え方は、今回の原子力の事故に伴って皆

様方に与えてしまった損害は、しっかりと補償する、賠償するというのがまず基本でございます。ただ、お一人お一人の損害の状況、それからお考えの違いもございますので、そこはお一人お一人としっかりと私ども丁寧にご説明し、お話を伺い、受けた損害についてはしっかりと補償、賠償させていただきたいと思います。そう思っておりますので、また何かございましたらいろいろとご意見ちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君）　いいですか。

○14番（関　友幸君）　はい。

○議長（猪狩利衛君）　ほかにありませんか。

14番、友幸君。

○14番（関　友幸君）　これもそうなのですが、これまで何回か私は石崎さんとか東電の担当の方、本社にも行った経緯もあるのですが、各全国的に避難されておりますが、少なくとも関東圏に東京電力は営業をしているわけですが、そういったところに避難している方に対する避難者に対しての扱っている家庭とか借り上げ住宅と、そういった方に対しては電気料金の免除とか軽減をこれまで言ってきましたけれども、検討されたのかどうか、その後はどうなったという話全然聞いていませんので、その辺どうなっているのかお尋ねします。

○議長（猪狩利衛君）　副本部長、石崎さん。

○東京電力（株）執行委員原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君）　ただいま関議員からお話をいただいた件は、前回もそういうお話をいただいております。そして、ほかの避難をされている方からも同じようなご意見をたくさんちょうだいしております、電気料金につきましては支払いの期間を猶予するという扱いはさせていただいておりますけれども、現在のところその扱いを継続しているという状況でございまして、残念ながら関議員がおっしゃるようにもう全部免除するというところまでは正直至っておりません。そこは申しわけございませんけれども、料金制度というものをまた別途そういう制度がございますので、その仕組みの中で対応させていただくというのは私どもの今のところの考え方でございますので、何とぞご理解いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） これまでの6カ月間、東京電力として各自治体に、富岡町に関しては2,000万円の見舞金とかということで、それ以上特別町民に対しとか避難者に対しての東電としての誠意というのがないというふうに思うのです。先ほどの電気料金などのその手始めもそういった誠意ではないかなというふうに思っているわけで、2,000万円もそういう意味でこれだって地元の自治体の内容を十分把握しないで画一的にそういうので提起したと思うのですけれども、余り評判がよくない状況です。そういう点でこれから損害賠償が本格的になってきて、そういう東電の誠意が本当に示されるということが今度だんだん示されて証明されるかと思うのですけれども、そういう点で今回も損害賠償の扱いについては言葉で言ったような内容で十分誠意を持って対応していただきたいということを絶対やっていたいとお願いしたいと思います。これは、答え要りません。

○議長（猪狩利衛君） 小森常務。

○14番（関友幸君） 答えいいです。いいです。

○議長（猪狩利衛君） 大事なことですから答えてください。

小森常務。

○東京電力（株）常務取締役原子力・立地本部副本部長（小森明生君） いろいろとご迷惑をおかけしているということをたびたびおわびを申し上げていますが、おわびだけではなくて実行をちゃんとしろという関先生のお話を承りました。我々も今まで誠意を持ってやってきたつもりではございますが、今となってもまだ不十分な点が多々あろうかと思います。今のご意見も重要な点だと思いまして、引き続き技術的な面あるいは地域への皆さん方への対応面、全般にわたって誠意を持って進めてまいりたいと思います。引き続きよろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） この事故、発電所事故の関係で避難しているわけですよね。具体的な例を挙げますと、例えば東京の電力のそういう相談室に電話すると、社員ではないどこかの関係会社の女の子が出てきてわけのわからない返事をするわけで

す、わけのわからない返事を。そうすると、そのところへ社員さんで責任ある方出してと言っても出してくれないわけです。そういう方々、町民は、割と当たるところもなくて役場に文句言うわけです。各町村、関係する町村、その避難を要因として実際の自治体を置いて役場機能を維持している町村に対しては、そういうもろもろの本来は東電に言いたい避難民が役場に言うわけです。それを意見を聴取するような話を聞くようなシステムは、今はどんな状況でやっているのですか。

○議長（猪狩利衛君） 林君。

○東京電力（株）福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室室長（林 孝之君）

先ほどの関議員の関係とも関連しますけれども、ちょっと威張れる話ではないのです、私支援室で室長をやっておりますけれども、発災当初3月11日以降、その当時福島事務所という形でございましたけれども、すぐに各町の災害特別本部に我々の社員、特に1F、2Fのこれまで事務方でやっていた社員を中心に派遣させていただきまして、救援物資の、私どもからここでいうと今石崎がおりますけれども、本店に伝えまして物資をその当時言うと食料品とか医薬品、あと生活用品などを送らせていただいていました。そこでは、各市町村さんの実態によって違うのですけれども、役場の職員の方のお手伝いをさせてもらいながらかつ役場には町民の方、村民の方がお集まりになるので、そこでまたご意見を聞きまして本店のほうへ上げると。我々できるものは我々で行政の方と協力させてもらいながら対応してきたところが実態でございます。3月11日から9月の20日まで約3万人日ぐらいの人を派遣してきた状況でございます。

○議長（猪狩利衛君） 9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 8月末をもってステージが変わつてきましたので、避難の仕方が。またいろんな問題出てきているみたいなのです。ぜひどうしても東京電力になつてしまつますので、起因が起因なので、ぜひよろしく役場、各役場って富岡町役場に聞いたのですが、話を聞いていってください。大変東電関係で困っているみたいです。

○議長（猪狩利衛君） 石崎さん。

○東京電力（株）執行委員原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今の議員の

ご指摘もごもっともだと思いますし、それを受け町の役場の方にも本当にもうご迷惑かけて申しわけございません。実は、ちょっと個人的な話になりますけれども、ある福島の新聞記者の方から実は富岡の皆さんのが発災当初から時系列的に避難をされるまでの公表されていない写真を見せていただきました。緊迫した状況の中で暗い中で皆さんのがこうやってお集まりいただいて、町長のご決断で避難をされます。そのドキュメンタリー風の一連の写真を私実は内々に見せていただいて、本当にもう町の方には大変なご迷惑をおかけしたということに痛感しております。役場の方にも本当にもう申しわけございません。とにかくご迷惑をおかけしたことを償うことは何ができるかということをこれからも私ども会社としても、それから私個人としても真剣に考え、行動に移してまいる所存でございます。また、いろいろ足りない点がたくさんございますので、ぜひどんどんおっしゃっていただきて、それをしっかりと私どもの活動に生かしていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。

○9番（堀川一也君） 以上です。

○議長（猪狩利衛君） いいですか。ほかにありませんか。

4番、渡辺英博君。

○4番（渡辺英博君） 除染等についてでございますが、これはこれから問題でございますが、例えば今行っている中では表土をはぐと、それが一番有効なみたいでございますが、その中で東電さんは今現在3万5、6千人の社員がおりますね。例えばその中で月1人1日でもボランティア活動で除染作業なりなんなりやってもらうと3万6,000人で例えば年間10日やれば36万人です。ですから、3年もやれば100万人超すわけなのです。ですから、その部分でどれだけ除染作業が進むかということは専門家でないので私わかりませんが、そういうことをやれば地元はもちろん、基準が低くなつて除染作業が大いに喜びますし、会社としては社員がボランティアやるわけですから、もちろんお金かけないでボランティアでやるだけですので、会社としてはそのことによって費用をかからないし賠償額も少なくなります。両得だと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（猪狩利衛君） 副本部長、石崎さん。

○東京電力（株）執行委員原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今議員がおっしゃった除染の作業、これをこれからも膨大な作業が出てくると思います。まず、どういう除染が必要なのか、どういう方法が一番適しているのかということをこれは恐らく各地域ごとに線量ごとに違ってくると思いますので、今私どもが国と一緒になりまして細かくモニタリングをやり、こういうレベルだったらどういう除染をしたらいいのかという、そういう検討もしておりますので、これからも私どもとしてできることはどんどんやっていく所存でございますので、またいろいろご指導賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） 4番、渡辺英博君。

○4番（渡辺英博君） 答弁ございましたけれども、例えば私がお話ししているのは20キロ圏内の線量の高い部分を仮定しておりますので、今発表されている中では要するに表土を削るというか、5センチなりなんなり、それが一番有効なマスコミ等によりますと。その中で例えば3年間で100万人、それなりに東京電力さんに社員を自主的にボランティアとして1人年間10日だけやっていただければ、地域の住民の電力の誠意もわかりますし、線量も数値的に下がると思います、やった部分に関しては。それで、この部分は電力としても今後賠償が減るわけですから、もう一つは社員にとっても大変失礼でございますが、電力自体が今存続の危機にあるわけでございますので、そういうことによって賠償も少なくなれば会社にとっても得になる、三方一両得と私考えていますけれども、その辺もう一度。

○議長（猪狩利衛君） 副本部長、石崎さん。

○東京電力（株）執行委員原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 議員のご指摘ごもっともだと思いますし、とにかく私どもも除染をして美しい皆様方のふるさとを一日も早く取り戻すということに全力を傾ける所存でございます。また、できることをいろいろやってまいりますが、またご指導いただきながらやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） それでは、以上をもちまして東京電力に対する調査を終わ

ります。東京電力さん、ありがとうございました。

暫時休議します。

休 議 (午後 1時22分)

再 開 (午後 1時22分)

○議長（猪狩利衛君） では、再開いたします。

これから全員協議会の大きな2番、富岡町災害対策本部に関する業務の執行状況についてを議題といたします。

それでは、事務局のほうから説明を求めます。

係長。

○庶務係長（原田徳仁君） それでは、私のほうから資料目次という形で既に配付させていただきました資料について説明をさせていただきたいと思います。こちらの件でございますが、議会事務局のほうで各執行部より各委員会等からいただきました資料に基づきまして作成させていただきますので、私のほうから説明をさせていただきまして、詳細な質問等については各課長等にご質問していただければと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、まず1ページ目でございます。こちらは、現在富岡町災害対策本部の組織体制表でございます。

2ページから3ページでございますが、総務課主管となります総務チーム、それから遺物収集チーム、財政チームというチームの状況を説明してございます。

4ページにつきましては、避難所調整チームということで避難所施設受け入れ状況、それから旅館、ホテル入居状況について掲載してございます。

5ページでございます。こちらは、情報広報班でございます。広報活動についてということで掲載してございます。また、行政情報機能の整備について掲載してございます。

6ページから8ページにわたりますが、こちらが現在避難先の確認状況ということで確認している世帯数及び人数等について掲載してございます。

9ページ、10ページでございます。こちらは、先日開催いたしました委員会のほ

うでも掲載いたしましたが、税務班のほうで掲載した内容でございます。

11ページ、12ページ、13ページにわたりますが、こちらのほうは健康福祉班等でございます。診療所、それから内部被曝調査、それから義援金配分事務について掲載してございます。

14ページ、15ページでございます。こちらは、保育施設運営班ということでこちらのほうの状況を掲載してございます。

16ページから18ページでございますが、こちらのほうは産業振興課の雇用対策班等について掲載してございます。

19ページからでございますが、まず19ページは一時帰宅プロジェクト班でございます。5月25日から8月31日までの実績のほうを掲載してございます。

20ページ、21ページにつきましては、今後のスケジュールということで掲載してございます。

続きまして、22ページ、23ページでございますが、こちらは住宅支援班のほうの資料でございます。

24ページでございます。24ページは、出納班及び総合窓口班ということで議会事務局並びに農業委員会のほうで掲載してございます。

25ページから27ページでございますが、教育班ということで学校教育の生徒、児童等について掲載してございます。

28ページ、29ページでございます。こちらにつきましては、生涯学習班ということで今後の成人式典、それから駅伝等について掲載してございます。

最後30ページ、31ページでございますが、こちらが災害総括本部での生活環境担当で掲載した資料でございます。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） それでは、資料については今庶務係長が説明したとおりでございます。したがって、審議方法については、まず総務班から順次……

○6番（宮本皓一君） 議長、議事進行。これ等については、各委員会でもきのう委員会があつてある程度熟知しているものだ、重なるわけです。これは、逐条審議するような、そういうことをしなければいけないかとか、それまず諮ってください。

時間的なロスだと思うのです。

○議長（猪狩利衛君） 議長にご一任いただきたいと思います。これは、だから総務班ということで皆さんに質問もらうということにします。説明はできます。総務班に関することで皆さん質問あつたら。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） ありませんか。

9番、堀川一也議員。

○9番（堀川一也君） 毛薺だか仏浜で津波で流された後、本人了解なしで移動してしまったなんて、要するに人探しに移動したのでしょうかけれども、その是非で町民ともめたなんていう話があったのです。その後どうなりましたか。

○議長（猪狩利衛君） 総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） 遺物収集の中で写真とかを持ってきて、写真、位牌初め、瓦れき撤去の中で見つかったものを現在収集し、ビッグパレット内の一室において修復作業などをでお渡しをしているというのが現状でございます。その中で瓦れき等に、今9番議員からありましたことについては総括班のほうでまとめていますので、発言をお許しいただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 緑川君。

○生活環境課長（緑川富男君） ただいまの件ですが、まずは捜索活動という目的のもとに双葉警察署、それから陸上自衛隊、それぞれに一応お願いしまして、町が必要に応じて立ち会いをするというような形で進めさせていただきました。そういう中で瓦れきの撤去等を含めて家屋等が壊れている部分も一応断りなしに撤去されたとかそういう話で毛薺の区長を通して一応話があったことは事実でございます。そういうふうなことから一応今私が話したようなまず目的が捜索活動であったということと、それに伴って建物等にあるいはあるいろいろな場所に瓦れきが集積していると。そういうようなところを撤去しながら、少しずつ人命というか、行方不明者の方の捜索活動をやつたということが原点であります、その中で一部建物等が道路に出ていたりあるいは屋根だけ残っている部分について連絡もしないで撤去したというような事実の中でそういうふうなことでお話があったことは事実でご

ざいますが、そういう形で何件か町にも直接来られた方がおりますが、そういう方については一応お話ををして、一応理解まではいかなくてちょっと納得していただいたというような部分で、今現在は特に訴訟とかそういうふうな形という形ではいっておりませんので、そういう形で今理解をしていただいているという、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

○9番（堀川一也君） 確認します。落ちついたのですね。落ちついたのですね。

○議長（猪狩利衛君） 緑川君。

○生活環境課長（緑川富男君） お話ををして、それで一応納得というまではいっているかどうかわかりませんけれども、今現在は落ちついている状況でございます。

○議長（猪狩利衛君） 3ページまでありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） それでは、4ページから避難所調整チーム。質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） それでは、9ページから税務班。ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 税務班なし。

それでは、11ページから健康福祉班、救護班、健康調査班、義援金班。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 随分多ページにわたりますけれども。

〔「何ページまで」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 義援金班までです。何ページだかというのはわからない。

〔「13まで」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 13まで。

〔「13まで。14からまた別だ」「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） なければ進みます。今度は14ページから保育所フロア班、保育施設運営班、両班にありませんか。

9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 17ページと18ページの下に……

〔「何言っているんだ」「14から15だと言っているんだ」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） なければ16ページ、雇用対策班。質問ありませんか。

9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 17ページと18ページの下に計の町民の差があるのですが、これ町外者というのはどういう雇用の仕方なのか教えてください。

○議長（猪狩利衛君） 小坂君。

○産業振興課長（小坂和弘君） 避難住民を対象にした国の緊急雇用対策ということで雇用総数137名のうち、実際に富岡町民、避難町民として雇用したのが76名ですということでございます。

○9番（堀川一也君） 違う。だから、何で町外の人がいるのかという質問です。町外の人。

○議長（猪狩利衛君） 課長。

○産業振興課長（小坂和弘君） 基本的には避難町民ということが採択要件の条件としてなったのですが、こちらのほうに委託ということがございます、委託事業。この委託事業の中では、実は避難所関係のバス、生活バスということでバス会社関係に委託をしました。受けたバス会社のほうでは、バス会社として今度雇用するというような条件の雇用体制になっていまして、そちらのほうでいわゆる富岡町民以外の人を使っているということになっております。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） なければ、一時帰宅対策班、住宅支援班。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 20ページなのですけれども、マイカーでの帰宅。これ特に中通りのほうに避難している町民が川内のほうから帰りたいと、何とかならないの

かという要望があるのですけれども、何とかならないのかということが1つと、22ページの借り上げ住宅のほうが何か人数が合わないのですけれども、これ何かの間違いなのか、その2点教えてください。

○議長（猪狩利衛君） 答弁者は、手を挙げてください。

郡山君。

○都市整備課長（郡山泰明君） それでは、20ページの中継地点と思いますが、一時帰宅の第1回目のときには3カ所を使って中に入りましたが、今回は車だということで、体制としてまず除染とかそういうものの絡みで広野ととりあえず馬事公苑警戒区域の中の出入りは2カ所ということになっております。ただ、川内さんと葛尾さんと三春町さんですか、その辺については自分の町村だということで、遠回りしないで直接自分のエリアから入って自分のエリアに戻るというようなことがあって、その3町村だけは都路と川内を使っているという田村市使っているということです。ほかについては広野と馬事ということで、富岡は町より広野が近いということで広野という国からの指定でありますので、今回ご理解いただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津君。

○税務課長（阿久津守雄君） 申しわけありません、ちょっと計算すると45日と合わないみたいなので。

○議長（猪狩利衛君） 大きい声で言ってください。聞こえません、全然。

○税務課長（阿久津守雄君） 計算しましたけれども、ちょっと合いませんので、後ほどちょっと正確な数字報告したいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） マイカーの一時帰宅なのだけれども、できるだけちょっと可能かどうかわかりませんけれども、確かに中通りの人が広野もしくは馬事公苑、厳しいと思うので、調整がつくなら実際これ川内で100台分対応するという実態もあるわけですから、調整してみて、できるだけ工夫してもらいたいのですがね。

○議長（猪狩利衛君） 郡山君。

○都市整備課長（郡山泰明君） ただいまの質問ですが、とりあえず国のほうからの指定ではありますが、川内さんのほうに国のほうに要望して、そういうことにつ

いて了解もらえば可能になることはあるかと思いますので、それは国のほうに要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 一時帰宅の2巡目の行政区のくじ引きの結果はわかるのですが、1番は何日で2番は何日でという、そういう割り振りはわからないのですか。

○議長（猪狩利衛君） 郡山君。

○都市整備課長（郡山泰明君） 今取りまとめ中でありますて、全行政区がいつになるかというところまではまだいっていません。前半の今新夜ノ森ぐらいまで今回24日、第1回目のスタートということで新夜ノ森の前半ぐらい。あと、その後が30日……今30日の調整を。まだ全体までいっていませんので、できるだけわかれば早くお知らせしたいと思っています。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 今お知らせするということですが、これこの地域的に行政区にどのようにしてお知らせするのだということもなかなか大変だと思うのです。その辺はどんなふうにして周知させるのかお願いしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 郡山君。

○都市整備課長（郡山泰明君） 例えばここで張り紙したり、あとはできればネット、あとは災害広報紙というのありますが、その中に入れて、間に合うのであればその中で対応していきたいとは思っております。

○6番（宮本皓一君） 了解。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） なければ、24ページからの出納班。ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） なしと認めます。

次は、議会班、総合窓口班。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） なしと認めます。

これまた総合窓口班あるけれども、違うのかな。総合窓口班。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 次に、教育班、生涯学習班。教育長は、事情があつて欠席というような話ありましたが、教育総務課長もそうですね。係長来てますので。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 学校関係。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） それでは、30ページから災害総括本部生活環境班。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） なければ、総括で承ります。災害に対する何でも結構です。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 今回予算化した児童生徒に持たせる線量計、これ児童生徒はもちろんなのですが、議会のほうにもお願ひしたいと思うのですが、その辺はできないのですか、町長。

○議長（猪狩利衛君） 総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） 今回予算で子供たちにはということで教育委員会のほうで予算とりまして現在執行中でございますが、今話がありましたものについてはちょっと考えていないかったということもありまして、町長とよく相談させていただきまして検討したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○6番（宮本皓一君） 了解。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） これまで我が町に対して全国からまた外国からもあるかもしがれませんが、いろいろな支援をいただいていると思うのです、物資とか。そういう

つた一覧表みたいのは、これから避難者の方にニュースか何かの中でやっぱり公表していったほうがいいのではないのかなというふうに思うのですが、今までではちょっとそういう部分は触れた記憶がなかったのですけれども、差し支えなければそういった広報もあってしかるべきではないのかなというふうに思うのですが、そういったことを考えているかどうか。

○議長（猪狩利衛君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 義援金は出していますが、物資とかそういう関係は出しています。出すようにいたしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 可能だとは思うのですけれども、町内にあるごみ収集場、生ごみとかいろいろあったのだけれども、今まで入られなくなって放置したものでカラスとか野犬とかにかなり散らかされていると思うのですけれども、何らかの形で収集して南部センターで処分できるのであれば、早いうちに何らかの形でやっていただきたいのですけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（猪狩利衛君） 緑川君。

○生活環境課長（緑川富男君） 今言ったものについては、まず現地を十分確認させていただきまして、今の広域でも広野、川内の部分については焼却という形でやっていますので、その焼却方法についても広域のほうとちょっとお話をさせていただいて、できるものであればそういう形で実施したいと思っております。

○議長（猪狩利衛君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） なるべくやれるように広域のほうと話をしてもらって、あくまでも線量云々という問題だけだと思うのです。あと、収集のほうは広域さんのはうでできないのであれば、町のほうで一般収集持っているところにお願いしても支障がないと思いますので、一般収集、一般廃棄物の収集許可持っているところにお願いして、それを南部なら南部のほうに受け入れしてもらえる段取りさえ組めば可能だと思いますので、町長、ここら辺よろしくお願ひしたいのですが。

○議長（猪狩利衛君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 広域とよく詰めて、警戒区域といういろんな障害はあります、物によっては支障ないものがあると思うのです。ですから、今の提案についてはしっかりと広域と相談して、できるだけ可能にするように努力したいと思います。

○8番（高橋 実君） お願いします。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

5番、高野泰君。

○5番（高野 泰君） こういういい資料が出ていますので、町民の方にもこういう情報をやはり提供してどうかなと思うのですが、それ可能かどうか、そういう面でちょっと。町民というか、みんなに。

○議長（猪狩利衛君） 総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） よく確認しまして、出せるものであれば広報等を通じて出せるよう検討させていただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 5番、高野泰君。

○5番（高野 泰君） 町民の方がやはり避難所生活しているので、やはりいろんな情報を知りたいと思うので、やはりさっきもちょっとお昼休みやっぱり車の軽自動車の税金の配付をしないのかとか証明書を発行しないのかとかちょっとと言われましたので、とりあえずそういう面でもいろんな情報をやっぱり提供したほうがいいと思いますので、要望します。

○議長（猪狩利衛君） 答弁いいですね。

総務課長。

○総務課長（滝沢一美君） よくわかりました。先ほども話しましたが、執行部の中でちょっと精査させていただきまして、情報については広報のほうでお知らせしたいと思いますので、ご理解ください。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） それでは、ここで休議をいたします。

休 議 (午後 1時52分)

再開 (午後 2時17分)

○議長（猪狩利衛君） 再開します。

ただいまご提案をいただきまして議運を開かせていただきました。その結果について皆様方にお諮りをいたしたいと思います。全協の内容については、3つほどあるのですが、まず1点目、富岡町復興に関する特別委員会の設置についてあります。これについては全員で委員会を設置する。あと2番目は、皆さん、私から言うまでもないのですが、これまで議員の定数問題はいろいろ話をされてきておりましたが、これまで過去2回、私議長になってから2回減らしたわけですが、基本的には1年前ということで条例を改正したわけです。今回は、皆さんご承知のとおり未曾有の大震災ということで、全く町の存在が方向性がなかなかつかめなかつたというのが現実であります。6月にも実はそのような考えをしたのですが、また先が見えないということでおまかせ状況を把握しようかということであったわけですが、いよいよ議会の改選が県会議員は11月の20日ですか、さらには地方、郡内でも4ヶ町村ですが、議員の選挙あるいは大熊の町長選挙、これが行われることに決定をいたしました。そういう状況から踏まえると、我々も来年の3月いっぱいが任期であります。こういうような状況の中で議員定数の変更体制ということはいかがなものかと思いましたが、やはりいろいろお話を聞いてみると、やはり大きく人口はダウンするであろうというような状況と、当分の間はこういうような避難生活で続くのではないかということもあります。いろいろそういう状況を踏まえて、やはりこの際議員の定数を特別委員会としてつくって検討すべきではないのかというようなことになりました。そして、できれば12月の定例会までに結論を出して、そして来年の3月の改選に新条例で対応するというふうにしたいというような今考えております。私は、この問題はずっと考えておったわけですが、いずれにしてもそういう状況で、今定例会に特別委員会を設置するということ、議員等、議員の定数等とつきましたが、等というのはやっぱり議員がある程度かわると常任委員会も2つ分になってしまふこともありますし、そういうものの協議をしていただくために議員定数等ということをつけましたので、これも特別委員会、2つの設置

です、今定例会にひとつ議員発議で出していただくということあります。

それから、いま一点は県庁の移転問題。今どき云々ということいかがなものかと思いましたが、いずれにしましても郡山市にはかなりの我々はお世話になっておるわけです。郡内でも後で説明させますが、何所か決定したところがあるようありますが、県庁の今の状況を見ますと、大震災でかなり県庁が傷んでいるということで、いつその議論に入つてもおかしくないというのが今の現状のようです。そういうことで我々は、やはり郡山に世話にはなっておりますけれども、地域的にもやっぱり中心地である郡山ができるなら妥当だろう、そのほうがいいのではないかというような私も判断をいたしまして、一応議運で協議をお願いしたわけでございます。それを全協に出すということで全協で検討するということでありますので、その辺については皆さん方にひとつご理解をいただきたいなと。今どきということでもこれはこのような状況ですから、しばらくの間は県庁というのは県の中心として果たしていないと思うのです。耐震問題もありますから、場合によってはどういうところの、いわゆる激甚災害を利用してとかそういう場合も補助金を利用してやらないとも限らないというような県議の声もあります。いろいろやった場合には、やっぱり郡山は我々の地区が一番いいのです。30分以上早く県庁に来れるという地域的には今のところは福島が一番遠い地区になっていますから、我々のところ。そういうことですから、これはだんだん労力的な問題はないので、ただ皆さんこのこれ要望書ですから、同意をいただければいいと。そして、先ほど議運の中では議決するという話をしましたが、要望書の場合は皆さんの同意があれば有効だということなそうです。だから、全員協議会でも有効だというような、先ほど議運の方々に申し上げてございませんでしたが、そのような状況であるようありますので、この辺についてもこれは同じく12月の定例会に向けての12月に全協を開いてその中で決定する……

[「これに了解もらえば果たしていいわけですか」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君）　いや、前に出して、だから、一度考えてください。そんな急ぐ問題でないから。

〔「議長、9月です」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 9月ね。

〔「12月まで延ばすのは大変だ」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 9月までひとつ頭で考えてみてください。そして、オーケーとなれば……

〔「いつオーケー出すの」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） いや、9月のだから……

〔「いつやるの」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 9月の定例会のときも集まったときに全員協議会開いてやつたって。

〔「全協やるのね」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） うん。全協をやるようについてのことです。

○事務局長（角政実君） 議長、よろしいですか。

○議長（猪狩利衛君） はい。

○事務局長（角政実君） では、今回全員協議会の席上で一応ご承認いただいて、これを9月の定例会の議員発議として提案する予定でございますので、その際は採決のほうをお願い申し上げたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 1、2番の問題だぞ。特別委員会。

○事務局長（角政実君） ええ、県庁移転の。

○議長（猪狩利衛君） 県庁移転は、そのときの全員協議会でご承認もらえばいいというから、議題として定例会では議案としては出さない……

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（角政実君） いや、確かにここで採決いただければ、もう全員協議会で採決いただければ、一応効力発しますので、このまま要望書を提出したいというふうには思いますが、その点よろしいでしょうか。

○議長（猪狩利衛君） 今のこと、9月の定例会……

○事務局長（角政実君） それを9月のほうに出そうとしてちょっと。

○議長（猪狩利衛君） 9月の定例会の全員協議会で決するということで、今提案

しただけだ。

○事務局長（角 政実君） はい、わかりました。

○議長（猪狩利衛君） それでいいでしょう。

○事務局長（角 政実君） はい。では、もう一度全員協議会を開いてという形になりますね。

○議長（猪狩利衛君） 9月にね。

○事務局長（角 政実君） 9月にね。

○議長（猪狩利衛君） 9月の全協。

○6番（宮本皓一君） 9月の全員協議会というのは、議長、あれですが、開催中に全員協議会を開くということですか。

○議長（猪狩利衛君） 多分そうだと思います。わざわざこの問題について、そのほか問題あれば、これは別に開きますけれども、わざわざこのためには開く必要ない。

○事務局長（角 政実君） では、議長、私本当にあれですが、確認させていただきますが、議員発議としては提案した、よろしいと考えてよろしいですか。

○議長（猪狩利衛君） そうそう。

○事務局長（角 政実君） はい、わかりました。

〔「要望活動」「要望活動だけ」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 要望活動を議運のほうにも協議をいただいたのですが、県の、国のほうのスタッフもかわりましたし、これから補償問題とかあるいは復興問題とかもろもろの問題がありますので、そういう重要な所管に対しての要望、その箇所等には議長にご一任をいただいて、そして今回は東京電力だというふうに言つてもしようがないですから、東電は省きます。そのほか時間があれば地元選出国会議員というような形で要望活動をしたい。これは、10月の大体中旬か下旬になろうと思いますが、10月の中旬あたりかな、今のところまだ検討しておりませんからわかりませんが、いずれにしても10月に要望活動をやるということだけを今ご確認をいただければありがとうございます。これは、やることには異議ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） では、そのような形で、では議長と副議長、それでは事務局に場所、日程等はお任せいただきたい、そのようにお願いしたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） あとは私のほうからはありませんが、皆さんから何かありますか。

〔「これをつくることに異議ございませんかと諮
っていないです。決をとっていないです」と
言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） これは、つくることなら異議ない、言わないのでから異議ないでしよう。

〔「聞いてない」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 特別委員会を2つつくることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） だから、今なしということになりましたね。

○11番（渡辺三男君） つくることは異議ないのですけれども、どういうメンバーを構成するのか。

○議長（猪狩利衛君） それもだから、今の段階では……

○9番（堀川一也君） 条例をつくってから。

〔「全員だ」「どっちも全員」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 皆さんのいいように。

〔「全員だな」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 全員でいいでしよう。特に限定するなんていいうのは一番重要なものとしては。

○6番（宮本皓一君） 議長、それに対して、では一言。これ9月の定例議会で議員定数を考える特別委員会つくりますよね。

○議長（猪狩利衛君） はい。

○6番（宮本皓一君） 12月に決定を見て、もう3月にはそれを施行しろということなのだけれども、余りにもたった3カ月で乱暴でないですか。

○議長（猪狩利衛君） その辺の考え方さつき言ったように。だけれども、この後となったらあと4年もですよ。

○6番（宮本皓一君） でも、三、四年後というのは、実際これ議長が町民が激減するだろうということを言っていますけれども、帰れる見込みが出てくるのが恐らく5年後だと思うのです。次に選挙やって……

○議長（猪狩利衛君） それは、余計黙っていて錢もらわねえだ。

○6番（宮本皓一君） 錢減らなくたって構わないですよ。

○議長（猪狩利衛君） 言うのはわかるのだけれども、何を今となってうまいこと、何もすることないのだと、土木も何も除染の手伝いは東電というし、これはこうだと言うし。

〔「そんなことねえ」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） いずれにしても、特別な事情があればということで、3ヶ月ぐらいの間でということになるのだけれども、だから私も考えたのだけれども、これを逃せばあと4年後でしょう。中間に改選だということはあり得ない。

○6番（宮本皓一君） だから、それでおれも強く言わないけれども、実際20から18に定員を削減したときに新人が出なかったです。それで、16にしても新人が出ない。これまた削減ということ、削減ありきでもう話しするのでしょうかから、そういうことになれば、これなかなか新人の芽って摘まれてしまって、富岡町の議会というのは年寄りばっかりでやるような議会になりかねないのでないですか。

○議長（猪狩利衛君） それは、逆になるよ。

○6番（宮本皓一君） え。

○議長（猪狩利衛君） それ言っているの逆だ。あのまま16で引っ張れば定員です。このまま16で引っ張れば定員のおそれあるという。

○6番（宮本皓一君） 定員のおそれ。

○議長（猪狩利衛君） うん。あるいは減、二、三名の減。

○9番（堀川一也君） 定数減のおそれあるという意味。

○6番（宮本皓一君） 立候補が。

○議長（猪狩利衛君） うん。もちろん引っ張ったほうが。定数までは……

○6番（宮本皓一君） この議会、この震災のために今の議員は要らないという人がいっぱいいるのだ。いるのだ。

○議長（猪狩利衛君） あとやめるのも3人も4人もいるから心配するなて。すばつと思いつつ切って4人か5人やってくれ。いや、そうだよ。

○14番（関友幸君） 議長は、最後のあれでそんなこと言うのだべな。

○議長（猪狩利衛君） それで、大いに頑張ってください。

○11番（渡辺三男君） 特別委員会の中で議論することは大いに結構だと思います。ただ、災害何だっけ。

〔「災害復興」と言う人あり〕

○11番（渡辺三男君） 災害復興のところで。いや、これも大いに結構だけれども、地震も含めると一番の目玉は原子力災害ですから、だからこれを設置であれば反対はしないですけれども、原子力特別委員会のなしの部分、なしにはなっていないですからありません。

○議長（猪狩利衛君） 今のところは休止。

○11番（渡辺三男君） 休止しているけどありますから、それをもうなしに設定。きっちと段階を踏んでやらないと。

○議長（猪狩利衛君） あつたって休止は休止だ。原子力の特別委員会が活動できるというときには、全協でやらなくたって。

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） では、そんなことでひとつ。

○15番（三瓶一郎君） 議員定数に関する委員会につきまして、これは前回4年前には区長会から議長あてに減らしてはどうかという話があったので、それで議長は我々議員にこれはそうしたいという話で、それで議長は、では委員会をつくろうとあのとき言われて、7人で各常任委員会から2名ずつの、私当時選ばれて私がなつて7人でやつたのです。やっぱり、でも議長にその前にお願いしておきたいのは、果たして来年の3月に選挙ができるかどうか。というのは、きのう産業建設常任委員会で今度農業委員会の選挙が6カ月延びるということで総務省のおくれがあったということなのです。だから、今議長が来年の3月中には町会議員選挙があるだろ

うと言うけれども、私は逆にないと思うのです。そういう経過があって、ああいう結果で非常に町民も喜んだということで、私はあのときの議長の采配は立派だと、こう思っているのです。ですから、今度もそういう特別委員会を組んでおやりになつたほうが私はいいのではないかな。

○議長（猪狩利衛君） では、賛成ということですね。

○15番（三瓶一郎君） は。

○議長（猪狩利衛君） 賛成ということでしょう。

○15番（三瓶一郎君） いやいや、賛成ではなくて、全員でやるのではなくて……

○議長（猪狩利衛君） 今度つくるのです、特別委員会。

○15番（三瓶一郎君） いや、全員ではなくて、特別委員会を別に7人ぐらいでやつたほうがいいのではないですか、こう私は言っているのです。

○議長（猪狩利衛君） どうですか。このぐらいでやれということらしいのだけれども。

はい、どうぞ。

○14番（関友幸君） 今三瓶さんが代表を選んでやるべきだと言つたけれども、私は全員でやつたほうがいいと思うのです。

○議長（猪狩利衛君） 全員と7人でやつたほうがいいと思うとどちらが多いか。全員に挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（猪狩利衛君） では、全員で結成することに決定します。

いずれにしても、さっき宮本皓一君にも言われましたとおり、3ヶ月という間についてで、非常に私も心苦しいのですが、時が時だけに、またこれがそのまま続くとしますと、何仕事やっていたか方向つかなくなってしまう。町民の全く批判を仰ぐだけだ。ただ、今回も実は区長会から話はあったのです。そういう文書は出ませんでしたけれども、いや、それは私はそれ出たからどうこうということ聞くだけは聞きますと。それは、議会で決めますからということで話は返答はしましたけれども。区長会より議員定数について議長、どう考えているのだということで口頭で来たのです。今の状況では、これはまだちょっといま少し検討するからと、今のところ

ろは考えていないと言ってやったけれども、これは前の話だから。

○14番（関 友幸君） 議長、いいですか。前の定数のときも区長からそういう提言があったとかというので始まったけれども、これは後から区長に聞いてみたら、そういう議題は全然やっていないのだという話だったのです。

○議長（猪狩利衛君） 何。

○14番（関 友幸君） そういう話は、全然区長会の中では……

○議長（猪狩利衛君） あれ区長会ではやっていない。

○14番（関 友幸君） やっていないでしょう。

○議長（猪狩利衛君） 今回だって三瓶一義は会長でないから。あれは復興委員会の委員長なのです。

○14番（関 友幸君） だから、区長会がそんなことを提起する人はいないのだよね。

○議長（猪狩利衛君） だから、私ははっきり言ったのだけれども、こう言われたのか、ああだとか言わると、おれもへそ曲がりあれだからむしろやらないかなと。議会のことは議会で考えたらということを議員としてやりました。だから、今皆さんのが言うことで了解もらって特別委員会をつくるということですから、これは本当に異例の異例ですけれども、3ヶ月の間に改選して選挙前に訂正するというのは、しかし……

[「いやいや、訂正すると決定していないよ」と
　　言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） だから、三男君があれだから、委員長でどうか。

[何事か言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） そんな無責任な男でないから。無責任な男は、そんなのうちの議会にはいないから心配することない。

[「局長、これ説明ないのか」と言う人あり]

○議長（猪狩利衛君） 局長。

○事務局長（角 政実君） 事務局のほうからちょっとご案内させていただきます。議員派遣の件でございます。9月16日の日付で福島県町村議会議長会会長より町村

議会議員研修会の開催についてご案内がありました。お手元に配付した通知のとおりでございます。日にちは、10月27日木曜日、1時から4時10分まで。場所は、郡山ユラックス熱海、多目的ホールでございます。これについて参加するか否か、採択決議いただきたくご審議いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） それでは、ただいま事務局長から提案されたとおりであります。これは、毎年やっているやつだよね。これは、参加することにご異議ございませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） では、そのように決します。

○事務局長（角 政実君） では、改めて出欠の確認のご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔何事か言う人あり〕

○6番（宮本皓一君） 議長、発言を許してください。

実は、きょう私は配付になったのですが、まだ配付を受けていない議員もおります。こういうものについては、全員協議会も前にもやった。それで、そういう席上でも来ている議員もいれば、まだ見たこともないという、こういうえこひいきというのは議長がそうすべきだということを局長にちゃんと言ってやっているのか、それとも……

○議長（猪狩利衛君） 悪いのはみんな議長が悪いですから。

○6番（宮本皓一君） それをまだ配付になっていない人もいますので、どうぞ配付してやってください。

○議長（猪狩利衛君） 何だ。きょうやれという。

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） あとないね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 以上をもちまして本日の全員協議会を閉じます。

閉会 (午後 2時46分)